

# 新居浜市地域福祉推進計画 2021

令和3年度～令和 12 年度

令和3年3月

Hello!  
NEW

新 居 浜 市



# 目 次

## 第1編 序論

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>第1章 地域福祉とは</b> .....          | 2  |
| 1 地域福祉とは .....                   | 2  |
| 2 地域福祉計画とは .....                 | 3  |
| 3 計画策定の背景と目的 .....               | 4  |
| (1) 社会的背景と計画策定の目的 .....          | 4  |
| (2) 国の動向 .....                   | 5  |
| (3) 持続可能なまちづくりの推進（SDGsの推進） ..... | 15 |
| 4 新居浜市長期総合計画及び各個別計画との関係 .....    | 16 |
| 5 計画の期間 .....                    | 17 |
| 6 新居浜市地域福祉推進計画 2011 の評価 .....    | 17 |
| 7 計画の策定体制 .....                  | 19 |
| (1) 新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会 .....      | 19 |
| (2) 市民アンケート調査 .....              | 19 |
| (3) パブリックコメント .....              | 19 |
| <b>第2章 市の現状と課題</b> .....         | 20 |
| 1 市の現状と課題 .....                  | 20 |
| (1) 人口・世帯数の動向 .....              | 20 |
| (2) 合計特殊出生率の動向 .....             | 22 |
| (3) 障がい者の状況 .....                | 23 |
| (4) 要支援者の状況 .....                | 24 |
| (5) 支援者の状況 .....                 | 25 |
| 2 地域福祉についての市民の意向 .....           | 26 |
| (1) 市民アンケート調査の概要 .....           | 26 |
| (2) 市民アンケート調査結果の概要 .....         | 26 |

## 第2編 計画の基本的な考え方

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| <b>第1章 計画の基本的な考え方</b> ..... | 32 |
| 1 基本理念 .....                | 32 |
| 2 基本的な視点 .....              | 33 |
| <b>第2章 基本目標と施策の体系</b> ..... | 34 |

|                |    |
|----------------|----|
| 1 計画の基本目標..... | 34 |
| 2 施策の体系.....   | 36 |

### 第3編 地域福祉計画 (各論)

|  |    |
|--|----|
| <b>第1章 生涯を健やかに過ごす、健康なまちづくり</b> .....                 | 39 |
| 1 積極的に健康づくりに取り組もう.....                               | 39 |
| (1) 健康づくり.....                                       | 39 |
| (2) 介護予防と生涯スポーツの推進.....                              | 43 |
| 2 ところとからだの健康を地域で支えよう.....                            | 44 |
| (1) 医療体制の充実.....                                     | 44 |
| (2) 元気な高齢者になろう.....                                  | 45 |
| <b>第2章 次世代につなげる、安全で安心なまちづくり</b> .....                | 46 |
| 1 自分たちが住んでいる地域を守ろう.....                              | 46 |
| (1) 防災体制の強化.....                                     | 46 |
| (2) 防犯対策の推進.....                                     | 47 |
| (3) 再犯防止の推進(新居浜市再犯防止推進計画).....                       | 48 |
| 2 みんなが快適で暮らしやすい環境をつくろう.....                          | 50 |
| (1) バリアフリーと高齢者住宅の確保.....                             | 50 |
| (2) 都市基盤整備と公共交通の整備.....                              | 51 |
| (3) 環境保全と地域環境美化.....                                 | 53 |
| <b>第3章 やさしさで人がつながり、ともに支え合うまちづくり</b> .....            | 55 |
| 1 みんなで共に助け合い、支え合おう.....                              | 55 |
| (1) 地域福祉活動の推進.....                                   | 55 |
| (2) 福祉サービスの充実.....                                   | 59 |
| (3) 社会保障の充実.....                                     | 63 |
| 2 地域のつながりで福祉のすきまを埋めよう.....                           | 65 |
| (1) 自治会、公民館活動の充実強化.....                              | 65 |
| (2) ボランティア活動の充実強化.....                               | 66 |
| <b>第4章 すべての人の権利と責任を大切に、生きがいあふれるまちづくり</b> .....       | 67 |
| 1 みんなが等しく持っている権利を守ろう.....                            | 67 |
| (1) 児童、障がい者、高齢者などの権利擁護.....                          | 67 |
| (2) 高齢者や障がい者などの尊厳を重んじる社会づくり(新居浜市成年後見制度利用促進基本計画)..... | 70 |
| (3) 経済的自立に向けた支援体制の整備.....                            | 71 |
| 2 自分たちのまちは自分たちでつくろう.....                             | 73 |
| (1) 次世代につなぐ福祉教育・学習の推進.....                           | 73 |
| (2) 地域を担う人材の育成.....                                  | 75 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| <b>第5章 重点的に進捗管理を行う事業</b> ..... | 76 |
| <b>第6章 計画の推進</b> .....         | 80 |
| (1) 計画の周知 .....                | 80 |
| (2) 連携体制の強化 .....              | 80 |
| (3) 計画の進行管理 .....              | 80 |

## 第4編 資料編

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| <b>第1章 添付資料</b> .....          | 82 |
| (1) 新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会委員名簿..... | 82 |
| (2) 新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会設置要綱..... | 83 |
| (3) 新居浜市福祉のまちづくり審議会委員名簿.....   | 84 |
| (4) 新居浜市福祉のまちづくり審議会規則.....     | 85 |



# 第 1 編 序論

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 地域福祉とは

- 「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域、今住んでいる地域で安心して生活することができるよう、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった対象別ではなく、「地域」を中心として市民や社会福祉関係者が連携して、お互いに支え合い、助け合いの関係を築きながら、地域で支援を必要としている人のさまざまな困りごとや不安を、市民一人ひとりが主体となって解決していく取組のことです。
- 地域福祉の推進にあたっては、日常の生活で起こる問題は、まず個人や家庭の努力（自助）で解決し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。また、介護保険制度、医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保険制度などを活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての保健・医療・福祉などの施策に基づくサービスの提供、生活保護など、行政でなければならないこと（公助）は行政が中心となって解決するといった、重層的な取組が必要です。
- 「社会福祉法」の第4条では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、同条第1項で地域福祉を推進する主体と目的を定めて、地域における福祉施策や市民の福祉活動を総合的に展開すること、また、同条第2項で地域福祉を推進する主体である地域住民などの役割として、地域のあらゆる生活課題の把握とその解決のために行政や社会福祉協議会などの専門機関との連携が求められています。

第四条 地域住民<sup>※1</sup>、社会福祉を目的とする事業を営業者<sup>※2</sup>及び社会福祉に関する活動を行う者<sup>※3</sup>（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民<sup>※4</sup>が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法（抜粋）

※1 地域で生活を営むすべての住民

※2 社会福祉法人、福祉サービスの提供をはじめとする、広範な社会福祉を目的とする事業を営業者NPO法人や民間企業、生協、農協などの事業者及び行政など

※3 ボランティア、NPO、民生委員児童委員などの地域で福祉活動を行う人及びグループや団体

※4 福祉サービスを必要としているすべての人（現在、サービスを利用していない人も含む。）

## 2 地域福祉計画とは

- 地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。
- 特に、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」など、これまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、福祉分野の上位計画として、福祉のあり方を法の定める事項からとらえ直し、共通する理念や福祉ビジョンとともに、「自助、互助、共助、公助」の観点から取組の方向を定めます。

### （市町村地域福祉計画）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

- 国の計画策定ガイドラインでは、「地域福祉計画」の策定にあたって次の5つの事項について具体的な内容を示し、その他の必要な事項を加え計画に盛り込むことが求められています。

### 【計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）】

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

資料：「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29（2017）年12月12日付通知）第一社会福祉法改正の趣旨について、第三 市町村地域福祉計画のガイドライン」

### 3 計画策定の背景と目的

#### (1) 社会的背景と計画策定の目的

- 近年、総人口の減少や少子高齢化、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などを背景として、地域における住民同士のつながり意識の希薄化や地域活動の担い手不足など、住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。また、高齢者や子どもへの虐待、いじめ、引きこもり、孤独死、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、さまざまな社会問題が顕在化しています。
- 市民の生活が多様化、複雑化する中で、高齢の親が独身無職などの子どもと同居する「8050問題」をはじめ、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」など、複合的な問題を抱えた世帯や制度の狭間にあることから適切な福祉サービスを受けられない世帯など、新たな福祉的課題も生じています。
- さらに2020年は、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛やテレワーク、時差出勤に代表される働き方の変化、オンライン会議などが急速に浸透する一方で、外出自粛によるストレスなどにより、家庭内での虐待やDV被害など、さまざまな影響が懸念されています。
- このような社会の変化や地域住民が抱える新たな課題に的確に対応するには、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった対象別の対策だけでは、多様なニーズに十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方も大きく変わっていく必要があります。
- このため、行政内部においても関係部署の連携を密にし、より効果的なサービスを提供することがますます重要になっています。
- また、こうした連携の重要性は、地域活動にもあてはまるものであり、住民同士が相談に乗ったり、助けあったりしていた、かつての地域の相互扶助機能のように、地域のつながりを広げ、公的なサービスでは対応しにくい領域を相互に支援していく取組が求められています。
- 国においては、このような社会構造や暮らしの変化を踏まえ、地域住民がさまざまな生活上の課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく自立して生活できるよう、地域の住民同士が支え合い、助け合いながら共に地域をつくっていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。
- 本市においても、「地域共生社会」の実現を目指して、より効果的な地域福祉を推進するため、総合的、長期的な視点で地域福祉の取組の方向性及び具体的行動指針を示す地域福祉計画として「新居浜市地域福祉推進計画 2021」（以下「本計画」という。）を策定します。

## (2) 国の動向

### ア. 社会福祉法の改正などの概要

- 平成 29 (2017) 年 6 月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 52 号)」により、社会福祉法の一部改正が行われました。
- 改正後の社会福祉法では、市町村は、包括的な支援体制の整備 (第 106 条の 3) のほか、市町村地域福祉計画の策定 (第 107 条) に努めるものとされています。

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

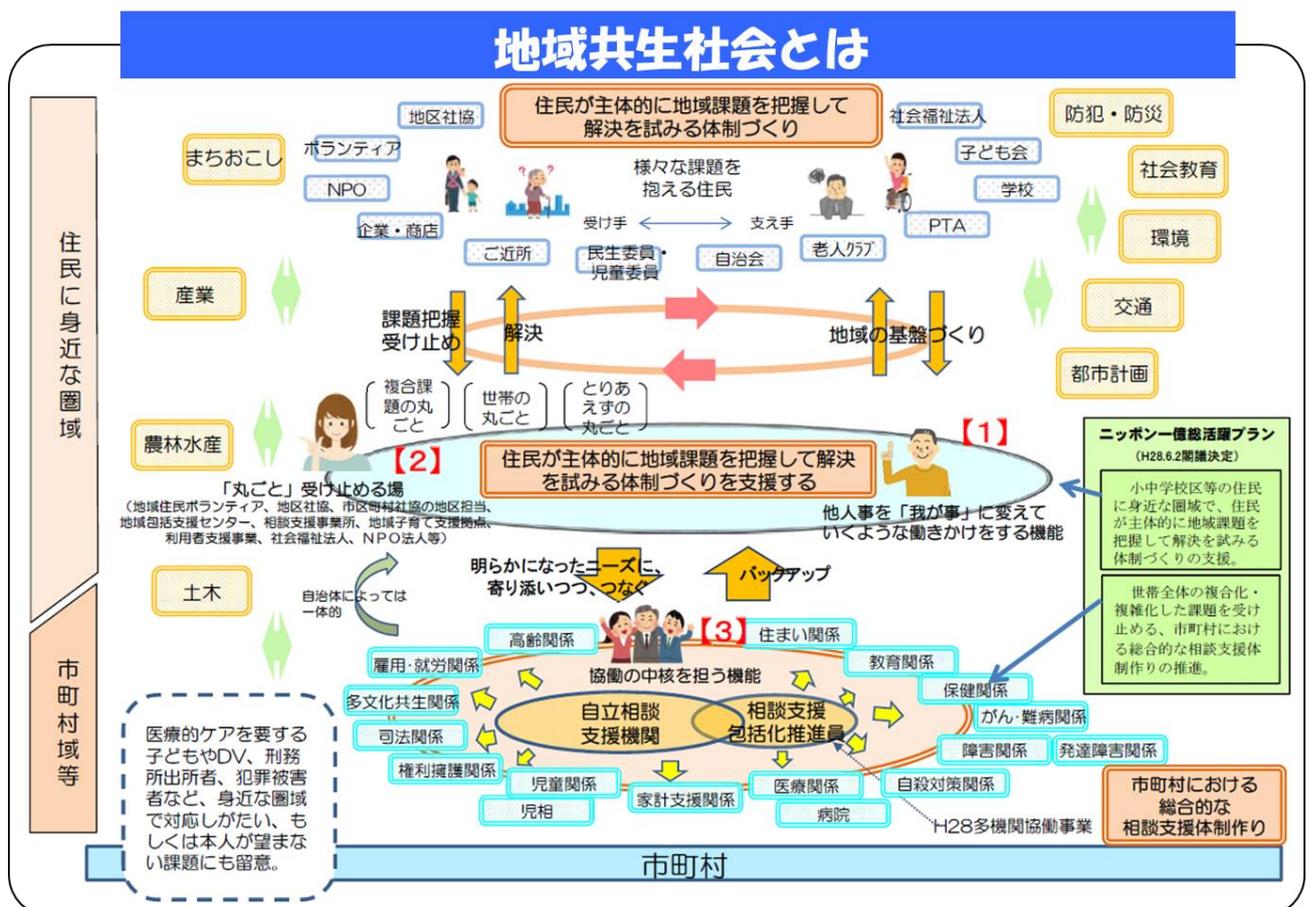
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

社会福祉法 (抜粋)

## イ。「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現

- 従来の「福祉」の考え方は、「社会的に弱い立場の人を行政が支援するもの」ととらえられていましたが、これからは、支える側と支えられる側という画一的な関係性を越え、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。
- 社会福祉法の一部改正により、これからの地域福祉の在り方として、市民や関係機関と行政が協力して、さまざまな分野にわたる地域の生活課題を把握し、包括的な支援体制を整備することが盛り込まれました。
- 地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子育て家庭など制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を越えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が「我が事」としてあらゆる分野の活動に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域を支えていく社会とされています。
- これからは「地域共生社会の実現」に向けた「縦割り」ではなく「丸ごと」です。「他人事」ではなく「我が事」として、一人ひとりの暮らしを支える地域づくりが必要です。

【地域共生社会実現の全体像イメージ】



資料：厚生労働省

○国の「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられている「地域共生社会の実現」について、具体的に検討するため発足した「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」では、地域福祉を取り巻く現状と課題及び体制整備の考え方として、「最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」（平成 29（2017）年 9 月 12 日）が公表され、次のような現状と課題が示されています。

#### 【地域福祉をめぐる現状と課題】

##### ●世帯の複合的な課題

- ・高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050 問題」）
- ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）
- ・障がい者の親が高齢化し介護を要する世帯
- ・さまざまな課題が複合して生活が困窮している世帯

##### ●制度の狭間にある課題

- ・制度の対象外、基準外、一時的なケース

##### ●自ら相談に行く力がない

- ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難
- ・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり）

##### ●地域の福祉力の脆弱化

- ・少子高齢化や人口減少の進行、自治会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化

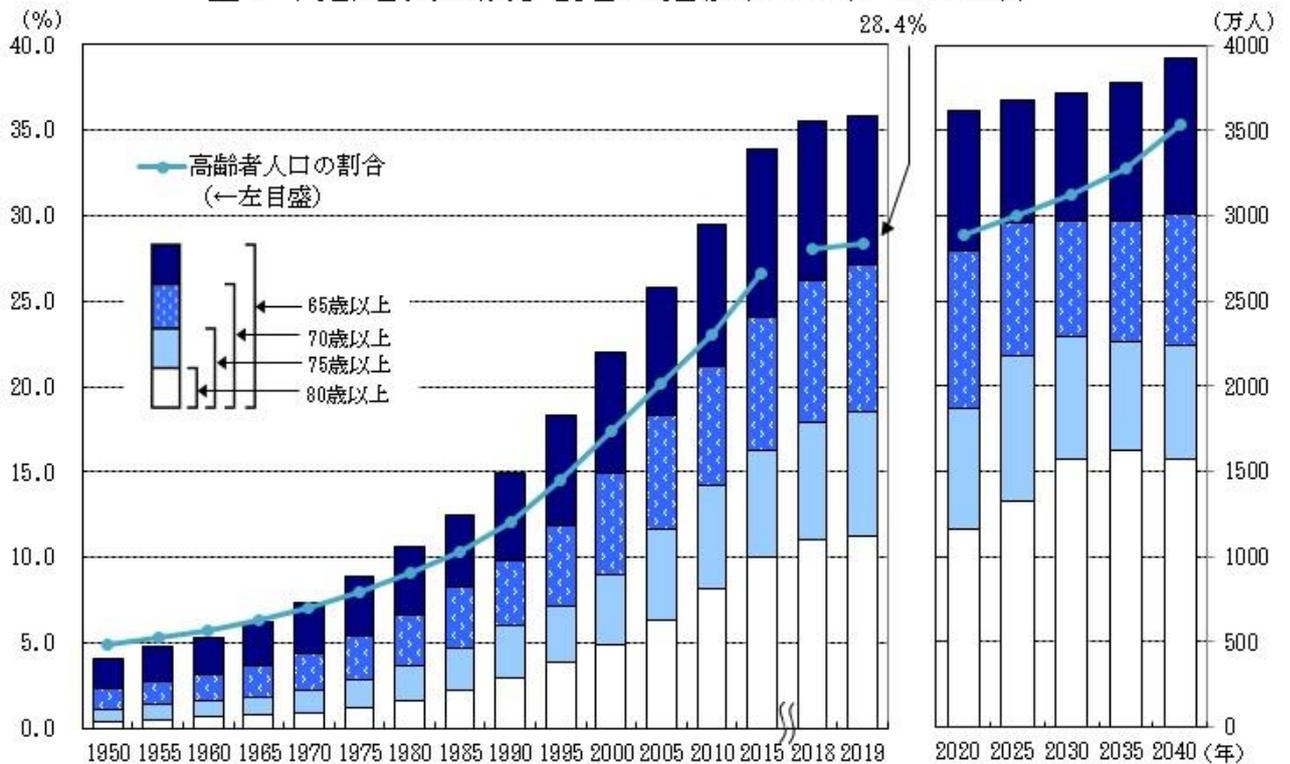
##### ●新たな地域課題

- ・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要

## ウ. 高齢者福祉・介護保険制度の動き

- 我が国においては、総人口が減少に転じる中、依然として高齢化が進行し、高齢者数は今後も増加で推移すると見込まれています。
- このような中、国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を有効に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。
- 地域包括ケアシステムの推進にあたっては、これまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら図られてきましたが、さらにその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた取組の推進が必要となってきました。
- また、令和2（2020）年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されています。この改正は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するために、高齢者の介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など制度上の従来の枠にとらわれることなく「支える側」「支えられる側」という関係を越え、お互いが助け合いながら暮らすことができる新しい福祉のまちづくりを目指すものです。
- 本市は今年度「新居浜市高齢者福祉計画2021」及び「新居浜市第8期介護保険事業計画」を策定しているところです。

図1 高齢者人口及び割合の推移(1950年～2040年)



資料：総務省統計局

## エ. 障がい者福祉制度の動き

- 国においては、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「障害者基本法」が、平成 23 (2011) 年 8 月に改正され、共生社会実現などの目的規定の見直しや発達障がいの規定などの障がい者の定義が見直されるなど、制度や慣行における社会的な障壁を取り除くための配慮が定められました。
- その後、平成 28 (2016) 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」が施行されるなど、さまざまな法的整備が進められてきました。
- 平成 30 (2018) 年 3 月には、「障害者基本計画 (第 4 次)」が閣議決定され、今後 5 年間における障がい者福祉の在り方が示されています。この計画では、基本理念について共生社会の実現をはじめ、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその趣旨として掲げています。
- 本市では、平成 27 (2015) 年 3 月に、この「障害者基本法」の規定に基づく「新居浜市第 2 期障がい者計画」を策定し、その基本理念である「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指して障がい者施策を推進しています。
- 平成 30 (2018) 年 3 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)」及び「児童福祉法の一部を改正する法律 (改正児童福祉法)」の規定に基づく「第 5 期新居浜市障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援に係る施策を計画的に推進しています。
- 本市では令和 3 (2021) 年 3 月に「第 3 期障がい者計画」「第 6 期障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画」を策定します。

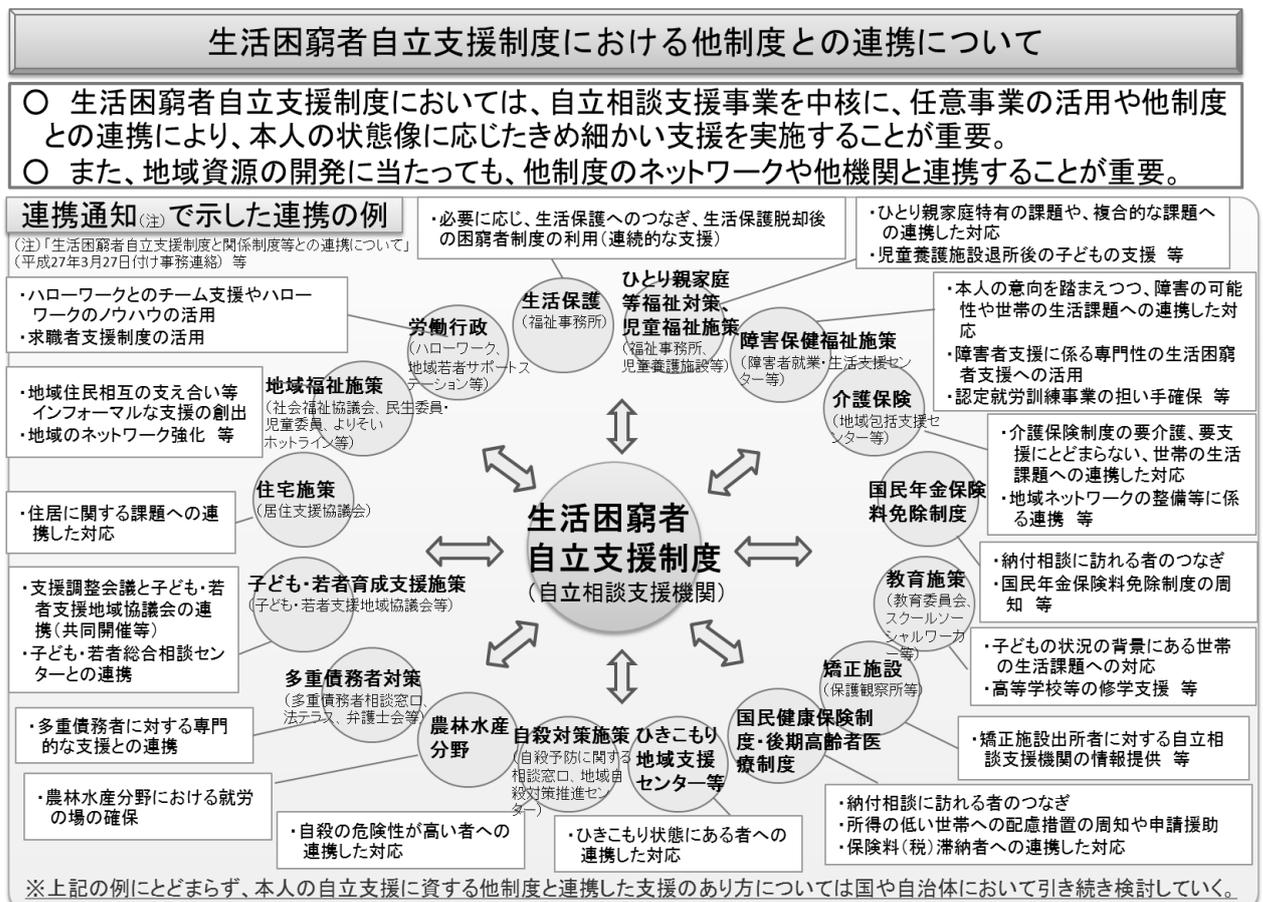
## オ. 子育て支援制度の動き

- 我が国における子育てを取り巻く現状をみると、保育施設における待機児童問題や育児不安を抱える子育て家庭の増加など、さまざまな課題が顕在化しています。
- このような社会的背景において、誰もが子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、国は平成 27 (2015) 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、保育の受け皿整備や保育士などの処遇改善など、また、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできました。さらに、平成 29 (2017) 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、より一層の子育て支援施策が推進されています。
- 本市においては、令和 2 (2020) 年 3 月に「第 2 期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

## カ. 生活困窮者自立支援制度の動き

- 平成 27 (2015) 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずることが定められました。
- 働きたくても働けない、住む所がないなど、直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援など、これまで福祉分野で十分に行えていなかった支援を加え、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

### 【資料／生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について】



## キ. 自殺対策の動き

- 我が国の自殺者数は、平成 10（1998）年に年間 3 万人を超えて以降、高い水準で推移していましたが、平成 18（2006）年の「自殺対策基本法」の施行により総合的な自殺対策の取組が推進され、自殺者数は 10 年連続で減少していました。しかし、令和 2 年（2020）年 11 年ぶりに増加に転じました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活環境の変化が考えられますが、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。
- そのような中、国においては平成 28（2016）年 4 月には「自殺対策基本法」が改正され、さらに、同法に基づき平成 29（2017）年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。自殺対策は「生きることの包括的な支援」と新たに位置付けられ、地方自治体には自殺を防ぐための計画の策定が義務付けられました。
- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させることを主な目的としています。
- 本市においては平成 31（2019）年 3 月「新居浜市自殺対策計画」を策定し、関係機関との連携及び地域の協力により、気軽に相談できる人材や場所の確保に努め、不安や孤立を解消し市民の自殺予防に取り組んでいます。

### 【自殺総合対策大綱の概要（抜粋）】

|            |  |
|------------|--|
| 第1<br>基本理念 | ○ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す  |
| 第2<br>基本認識 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である</li> <li>● 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態ははまだ続いている</li> <li>● 地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する</li> </ul>   |
| 第3<br>基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生きることの包括的な支援として推進する</li> <li>② 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む</li> <li>③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる</li> <li>④ 実践と啓発を両輪として推進する</li> <li>⑤ 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する</li> </ul> |

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱（概要）」より作成

## ク. 成年後見制度の動き

- 認知症や障がいがあることにより、財産の管理や日常生活などに支障がある人を社会全体で支え合うことは、高齢化が進行する社会における喫緊の課題であり、地域共生社会の実現にも資することとされています。しかし、これらの人たちを支える重要な手段である「成年後見制度」は十分に利用されているとは言えない状況です。
- そのような中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28（2016）年 5 月に施行され、同法では、その基本理念を定め、国の責務などをはじめ基本方針などが定められました。また、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の設置などにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 29（2017）年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
- このようなことから、本市においても、「新居浜市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域福祉推進計画に包含させ、本市が取り組む施策等を盛り込みます。

### 【成年後見制度利用促進基本計画のポイント】

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人などの権利制限に係る措置を見直す。

資料：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29（2017）年 3 月）より作成

## ケ. 再犯防止推進の動き

- 我が国の刑法犯の認知件数は、平成 15（2003）年以降減少で推移し、平成 28（2016）年は戦後最少となりました。一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、近年減少状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は一貫して上昇し続け、平成 28（2016）年には 48.7%と、現在と同様の統計を取り始めて以降最も高くなりました。
- 人々の安全・安心な暮らしを構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止への取組が喫緊の課題となっています。
- 再犯防止のためには、犯罪などを未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪や非行をした人が、犯罪の責任を自覚することや犯罪被害者の心情などを理解すること、自ら社会復帰のために努力することが重要とされています。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、学歴など生きるためにさまざまな困難を抱える人もいます。
- 犯罪や非行をした人が、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うためには、国、地方公共団体、再犯の防止などに関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力し、総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになったことから、平成 28（2016）年 12 月「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行されました。
- それに伴い、平成 29（2017）年 12 月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画である「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。
- このようなことから、本市においても、「新居浜市再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉推進計画に包含させ、本市が取り組む施策等を盛り込みます。

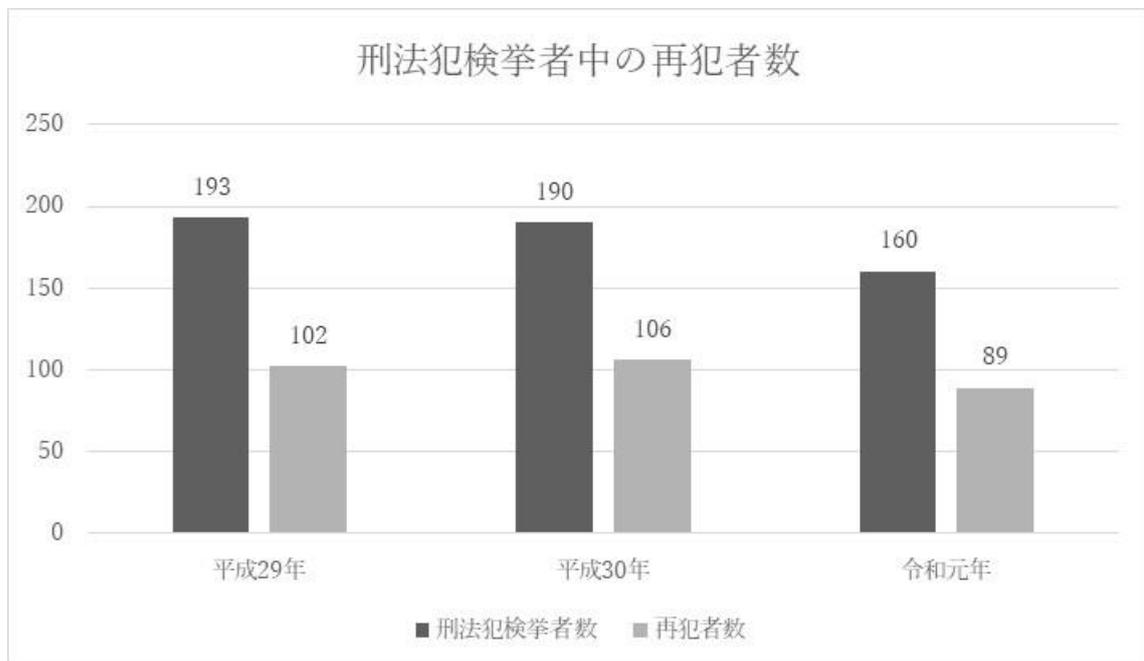
### 【再犯防止推進計画の概要（抜粋）】

|         |   |
|---------|---|
| 5つの基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進する。</li> <li>② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施する。</li> <li>③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施する。</li> <li>④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施する。</li> <li>⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成する。</li> </ul> |
|---------|---|

|         |  |
|---------|--|
| 7つの重点課題 | 1 就労・住居の確保<br>2 保健医療・福祉サービスの利用の促進<br>3 学校等と連携した修学支援の実施<br>4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施<br>5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進<br>6 地方公共団体との連携強化<br>7 関係機関の人的・物的体制の整備 |
|---------|--|

資料：法務省「再犯防止推進計画」（平成 29（2017）年 12 月）より作成

新居浜警察署管内（新居浜市管轄）の犯罪発生状況



| 年次      | 刑法犯検挙者数 | 再犯者数  | 再犯者率  |
|---------|---------|-------|-------|
| 平成 29 年 | 193 人   | 102 人 | 52.8% |
| 平成 30 年 | 190 人   | 106 人 | 55.8% |
| 令和元年    | 160 人   | 89 人  | 55.6% |

※ 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいいます。

※ 少年データは含まれません（犯行時年齢が 20 歳以上のものを計上しています。）。

法務省矯正局提供データを基に新居浜市作成

### (3) 持続可能なまちづくりの推進（SDGsの推進）

- 平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和12年（2030年）までの持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。
- これを受けて日本では、政府にSDGs推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、平成29年（2017年）12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取組が不可欠であるとしています。
- 国の方針を受けて、自治体においては、さまざまな施策を推進し、SDGsの達成に寄与しています。
- 本市においては、さまざまな施策を推進することは、SDGsの達成に資すると考えられることから、貧困、飢餓、健康・福祉、教育など、SDGsの以下17の国際目標を第六次新居浜市長期総合計画に位置付けており、本計画においても各基本施策に位置付けています。

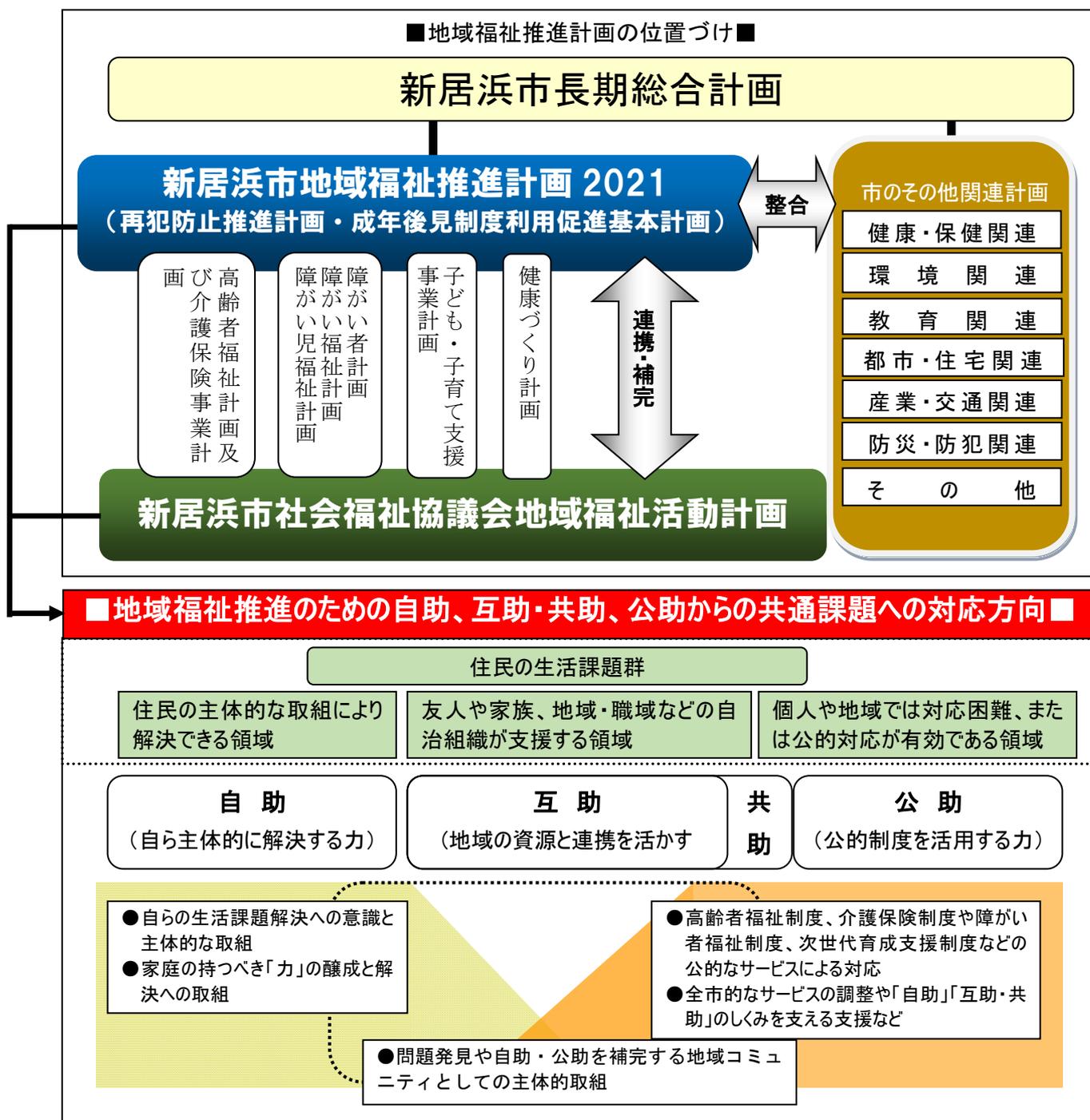
#### ■ 17の持続可能な開発目標（SDGs） ■



- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 貧困をなくそう            | (10) 人や国の不平等をなくそう       |
| (2) 飢餓をゼロに             | (11) 住み続けられるまちづくりを      |
| (3) すべての人に健康と福祉を       | (12) つくる責任 つかう責任        |
| (4) 質の高い教育をみんなに        | (13) 気候変動に具体的な対策を       |
| (5) ジェンダー平等を実現しよう      | (14) 海の豊かさを守ろう          |
| (6) 安全な水とトイレを世界中に      | (15) 陸の豊かさも守ろう          |
| (7) エネルギーをみんなにそしてクリーンに | (16) 平和と公正をすべての人に       |
| (8) 働きがいも経済成長も         | (17) パートナリーシップで目標を達成しよう |
| (9) 産業と技術革新の基盤をつくろう    |                         |

## 4 新居浜市長期総合計画及び各個別計画との関係

- 新居浜市長期総合計画は、本市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などを取りまとめたものです。
- 新居浜市地域福祉推進計画 2021 は、新居浜市長期総合計画の福祉関連部門計画として、各個別計画の基本目標の実現に向けた計画としています。
- 平成 29 年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられています。



## 5 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和3年度～令和12年度までの10年間とします。
- ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

## 6 新居浜市地域福祉推進計画2011の評価

○新居浜市地域福祉推進計画2011の最終年度である令和2年度までの10年間に重点的に進捗管理及び評価を行う事業について、評価しました。

- A 十分達成できた(達成率:75%以上)、B 概ね達成できた(達成率:50%以上75%未満)、
- C やや不十分だった(達成率:25%以上50%未満)、D 不十分だった(達成率:25%未満)

| (1) 地域と一体となった健康づくり  |   |      |                    |       |     |             |
|---------------------|---|------|--------------------|-------|-----|-------------|
| 主な取組内容              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育の普及啓発活動</li> <li>・健康都市づくりの推進</li> </ul> |      |                    |       |     |             |
| 指標名                 | H21   | R1   | R2                 |       | 達成率 | 達成率に対する評価など |
|                     | 基準値   | 実績   | 実績見込値 A            | 目標値 B | A/B |             |
| 食育の普及啓発活動回数(回)      | 128   | 276  | 新型コロナ感染防止対策により事業中止 | 140   | —   | —           |
| 食育の普及啓発講座参加者数(人)    | 5,199   | 5154 |                    | 5,500 | —   |             |
| 健康都市づくり推進員地区活動回数(回) | —   | 557  | 500                | —     | —   | 次期計画新指標     |

※新型コロナウイルス感染の影響で、R2以降の事業実施が未定であるため指標を変更しました。

| (2) 救急体制の維持・強化と地域医療の確保 |  |    |         |       |     |             |
|------------------------|--|----|---------|-------|-----|-------------|
| 主な取組内容                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療体制の確保</li> <li>・適正受診の啓発</li> </ul> |    |         |       |     |             |
| 指標名                    | H21  | R1 | R2      |       | 達成率 | 達成率に対する評価など |
|                        | 基準値  | 実績 | 実績見込値 A | 目標値 B | A/B |             |
| 適正受診の啓発活動回数(回)         | 65   | 65 | 70      | 77    | 90% | A           |

| (3) 地域福祉活動の推進     |   |        |                    |        |     |             |
|-------------------|---|--------|--------------------|--------|-----|-------------|
| 主な取組内容            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員活動の強化</li> </ul> |        |                    |        |     |             |
| 指標名               | H21   | R1     | R2                 |        | 達成率 | 達成率に対する評価など |
|                   | 基準値   | 実績(A)  | 実績見込値              | 目標値 B  | A/B |             |
| 民生委員・児童委員参加研修数(回) | 33  | 25     | 新型コロナ感染防止対策により事業自粛 | 43     | 76% | A           |
| 民生委員・児童委員活動件数(件)  | 51,887  | 42,789 |                    | 55,500 | 82% | A           |

※新型コロナウイルス感染防止対策により活動自粛となったため、R1実績を達成率評価としました。

| (4) 多様な保育ニーズへの対応 |  |        |         |        |        |             |
|------------------|--|--------|---------|--------|--------|-------------|
| 主な取組内容           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かり(保育所型)、延長保育、休日保育、夜間保育の実施</li> </ul> |        |         |        |        |             |
| 指標名              | H21  | R1     | R2      |        | 達成率    | 達成率に対する評価など |
|                  | 基準値  | 実績     | 実績見込値 A | 目標値 B  | A/B    |             |
| 延長保育(人/箇所)       | 122/15   | 158/16 | 101/16  | 142/17 | 75.6%  | A           |
| 休日保育(人/箇所)       | 0/0  | 13/1   | 15/1    | 10/1   | 150.0% | A           |

| (5) 障がい福祉・施設サービスの充実 |                                    |      |         |       |        |             |
|---------------------|------------------------------------|------|---------|-------|--------|-------------|
| 主な取組内容              | ・心身障がい者への経済的支援、社会福祉団体の支援、障がい者の自立支援 |      |         |       |        |             |
| 指標名                 | H21                                | R1   | R2      |       | 達成率    | 達成率に対する評価など |
|                     | 基準値                                | 実績   | 実績見込値 A | 目標値 B | A/B    |             |
| 障がい福祉サービス利用者数(人)    | 713                                | 1110 | 1120    | 805   | 139.1% | A           |
| 障がい者雇用率(%)          | 1.6                                | 3.1  | 3.2     | 1.8   | 166.7% | A           |

| (6) 住み慣れた地域での生活支援 |                              |       |         |       |       |             |
|-------------------|------------------------------|-------|---------|-------|-------|-------------|
| 主な取組内容            | ・独居高齢者<br>・認知症高齢者の見守り体制の充実強化 |       |         |       |       |             |
| 指標名               | H21                          | R1    | R2      |       | 達成率   | 達成率に対する評価など |
|                   | 基準値                          | 実績    | 実績見込値 A | 目標値 B | A/B   |             |
| 見守りひとり暮らし高齢者数(人)  | 3,784                        | 3,061 | 3,002   | 4,500 | 66.7% | B           |

| (7) 地域コミュニティ活動への支援 |                                   |      |         |       |      |             |
|--------------------|-----------------------------------|------|---------|-------|------|-------------|
| 主な取組内容             | ・コミュニティ施設などの整備<br>・地域コミュニティ活動への支援 |      |         |       |      |             |
| 指標名                | H21                               | R1   | R2      |       | 達成率  | 達成率に対する評価など |
|                    | 基準値                               | 実績   | 実績見込値 A | 目標値 B | A/B  |             |
| 自治会館建設補助延べ件数(件)    | 81                                | 90   | 91      | 91    | 100% | A           |
| 自治会加入率(%)          | 69.1                              | 61.1 | 60      | 75.0% | 80%  | A           |

| (8) 援助を必要とする児童・保護者への支援 |                                |    |         |       |      |             |
|------------------------|--------------------------------|----|---------|-------|------|-------------|
| 主な取組内容                 | ・ひとり親家庭に対する経済的支援<br>・児童虐待対策の推進 |    |         |       |      |             |
| 指標名                    | H21                            | R1 | R2      |       | 達成率  | 達成率に対する評価など |
|                        | 基準値                            | 実績 | 実績見込値 A | 目標値 B | B/A  |             |
| 児童虐待発生件数(件)            | 36                             | 71 | 70      | 5     | 7.1% | D           |

| (9) 高齢者の尊厳が保持される社会づくり |                               |    |         |       |     |             |
|-----------------------|-------------------------------|----|---------|-------|-----|-------------|
| 主な取組内容                | ・総合相談と権利擁護の実施<br>・成年後見制度の利用支援 |    |         |       |     |             |
| 指標名                   | H21                           | R1 | R2      |       | 達成率 | 達成率に対する評価など |
|                       | 基準値                           | 実績 | 実績見込値 A | 目標値 B | A/B |             |
| 成年後見制度などの相談件数(件)      | 14                            | 20 | 25      | 50    | 50% | B           |

| (10) 地域を担う人材の育成            |                        |     |         |       |     |               |
|----------------------------|------------------------|-----|---------|-------|-----|---------------|
| 主な取組内容                     | ・地域におけるリーダー養成のための研修の実施 |     |         |       |     |               |
| 指標名                        | H21                    | R1  | R2      |       | 達成率 | 達成率に対する評価など   |
|                            | 基準値                    | 実績  | 実績見込値 A | 目標値 B | A/B |               |
| 志縁人(公民館活動リーダー)養成塾資格取得者数(人) | 20                     | 未実施 | 未実施     | 50    | —   | H23以降、実施していない |
| 人材育成講座数(講座)                | —                      | 20  | 20      | —     | —   | 次期計画<br>新指標   |

## 7 計画の策定体制

### (1) 新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会

○地域福祉の推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者などで構成する「新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会」を設置して審議しました。

### (2) 市民アンケート調査

○計画の策定にあたり、計画づくりの段階から市民の皆さんの声を聞き、ご意見を計画に反映しました。

### (3) パブリックコメント

○地域住民の意見を幅広く取り入れるため、市内各施設、本市ホームページ上でパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

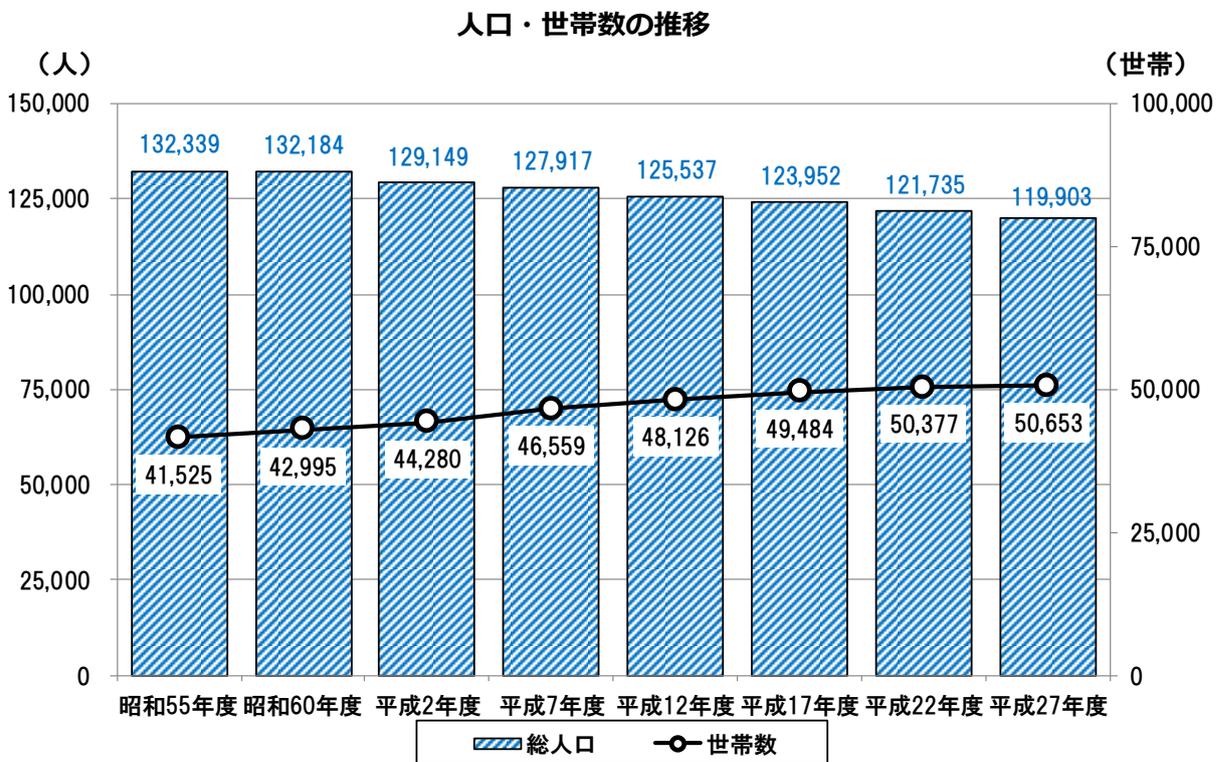
- 1 意見募集期間 令和3年2月10日（水）～3月10日（水）
- 2 意見提出人数 0人
- 3 意見提出件数 0件

## 第2章 市の現状と課題

### 1 市の現状と課題

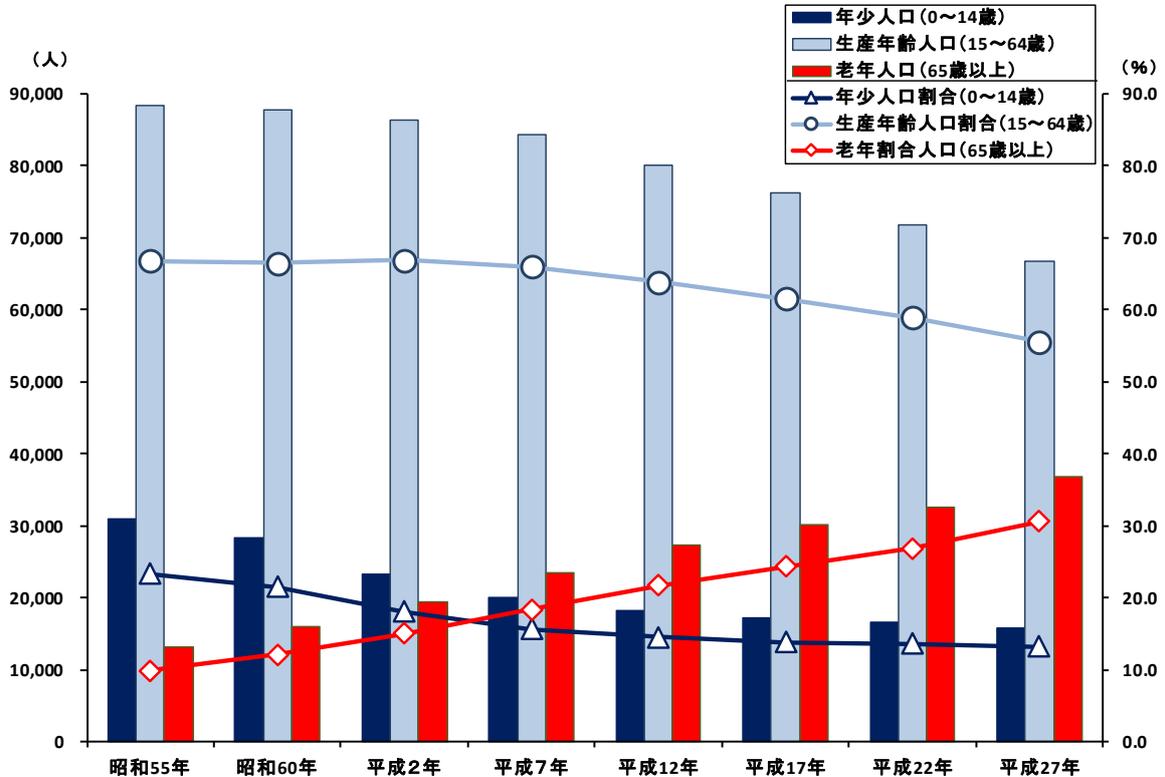
#### (1) 人口・世帯数の動向

- 本市の人口は、国勢調査の結果では、昭和55年の132,339人から一貫して減少しており、平成27年には119,903人となっています。
- また、世帯数は昭和55年の41,525世帯から一貫して増加しており、平成27年には50,653世帯となっています。1世帯当たりの人員は核家族化や世帯の多様化により減少しています。



- 本市の高齢化率は、昭和55年（1980年）の9.9%から平成27年（2015年）には30.6%と大幅に上昇しており、高齢化が進み、人口のおおよそ3人に1人は65歳以上の高齢者が占めています。
- 一方、15歳～64歳の生産年齢人口は同期間66.8%から55.6%に約11ポイント減少し、14歳以下の年少人口も同様に23.3%から13.2%と約10ポイント減少しています。
- 今後は、あらゆる分野で本格的な少子・超高齢社会の到来を見据えたまちづくりを進める必要があります。

## 年齢別人口の推移



|           |                      | 昭和55年   | 昭和60年   | 平成2年    | 平成7年    | 平成12年   | 平成17年   | 平成22年   | 平成27年   |
|-----------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口<br>(人) | 総人口                  | 132,339 | 132,184 | 129,149 | 127,917 | 125,537 | 123,952 | 121,735 | 119,903 |
|           | 年少人口<br>(0~14歳)      | 30,850  | 28,388  | 23,308  | 20,021  | 18,197  | 17,132  | 16,550  | 15,812  |
|           | 生産年齢人口<br>(15~64歳)   | 88,391  | 87,860  | 86,422  | 84,408  | 80,105  | 76,329  | 71,730  | 66,679  |
|           | 老年人口<br>(65歳以上)      | 13,042  | 15,935  | 19,415  | 23,488  | 27,205  | 30,160  | 32,643  | 36,715  |
| 割合<br>(%) | 年少人口割合<br>(0~14歳)    | 23.3    | 21.5    | 18.0    | 15.7    | 14.5    | 13.8    | 13.6    | 13.2    |
|           | 生産年齢人口割合<br>(15~64歳) | 66.8    | 66.5    | 66.9    | 66.0    | 63.8    | 61.6    | 58.9    | 55.6    |
|           | 老年人口割合<br>(65歳以上)    | 9.9     | 12.1    | 15.0    | 18.4    | 21.7    | 24.3    | 26.8    | 30.6    |

注：総人口には年齢不詳を含む。

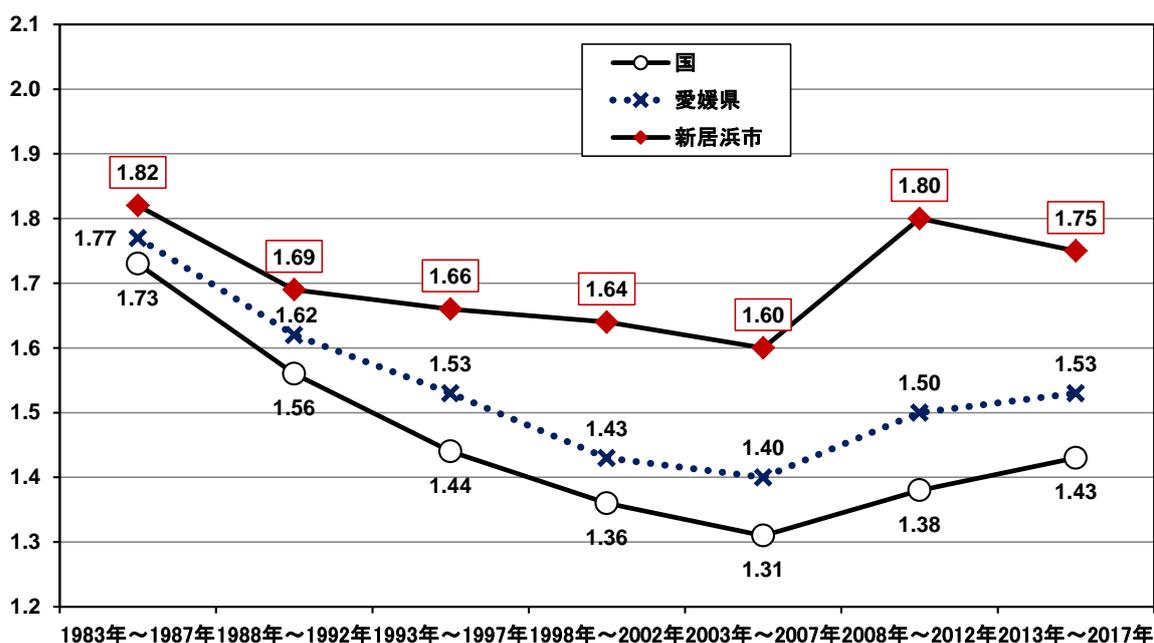
注：年齢不詳があるため総人口と一致しない場合がある。

資料：国勢調査

## (2) 合計特殊出生率の動向

○本市の合計特殊出生率は、減少で推移していましたが、2003年（平成15年）～2007年（平成19年）を底に増加に転じ、2008年（平成20年）～2012年（平成24年）は1.80、2013年（平成25年）～2017年（平成29年）は1.75に若干落ちていますが、いずれも、国、県よりも高い水準で推移しています。

合計特殊出生率の推移（国、愛媛県、新居浜市）



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

### (3) 障がい者の状況

障がい手帳所持者（障がいのある人）の数は、令和2年現在の身体障がい者が平成27年と比較して減少、知的障がい者（児）は増加、精神障がいは増加しており、精神障がいの増加傾向が顕著となっています。令和2年では、身体障がい者数が前年までの減少傾向から増加と変化しており、状況把握、今後の動向に注意する必要があります。

#### ア. 身体障害者手帳所持者の推移

○令和2年4月1日現在の身体障害者手帳登録者数は5,013人となっています。

##### 身体障害者手帳所持者数（等級別）（単位：人）

|    | 平成27年<br>(2015) | 平成28年<br>(2016) | 平成29年<br>(2017) | 平成30年<br>(2018) | 平成31年<br>(2019) | 令和2年<br>(2020) |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 1級 | 1,991           | 1,955           | 1,911           | 1,882           | 1,844           | 1,830          |
| 2級 | 943             | 929             | 880             | 864             | 862             | 899            |
| 3級 | 765             | 736             | 705             | 710             | 700             | 685            |
| 4級 | 1,111           | 1,108           | 1,076           | 1,041           | 1,027           | 1,032          |
| 5級 | 334             | 326             | 314             | 302             | 288             | 279            |
| 6級 | 271             | 271             | 281             | 284             | 273             | 288            |
| 合計 | 5,415           | 5,325           | 5,167           | 5,083           | 4,994           | 5,013          |

資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

#### イ. 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

○令和2年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳登録者数は886人となっています。

##### 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）（単位：人）

|       | 平成27年<br>(2015) | 平成28年<br>(2016) | 平成29年<br>(2017) | 平成30年<br>(2018) | 平成31年<br>(2019) | 令和2年<br>(2020) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 17歳以下 | 5               | 7               | 9               | 10              | 9               | 9              |
| 18歳以上 | 605             | 672             | 692             | 736             | 782             | 877            |
| 合計    | 610             | 679             | 701             | 746             | 791             | 886            |

資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

#### ウ. 療育手帳所持者の推移

○令和2年4月1日現在の療育手帳所持者数は1,103人となっています。

##### 療育手帳所持者数所持者数（年齢別）（単位：人）

|       | 平成27年<br>(2015) | 平成28年<br>(2016) | 平成29年<br>(2017) | 平成30年<br>(2018) | 平成31年<br>(2019) | 令和2年<br>(2020) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 17歳以下 | 255             | 261             | 276             | 278             | 294             | 302            |
| 18歳以上 | 704             | 722             | 730             | 741             | 768             | 801            |
| 合計    | 959             | 983             | 1,006           | 1,019           | 1,062           | 1,103          |

資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

## (4) 要支援者の状況

### ア. 要介護認定者数の推移

○要介護認定者数は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移していますが、要介護4、5の重度の人が増加しています。

要介護認定者数（単位：人、％）

|          | 平成27<br>(2015)年度 | 平成28<br>(2016)年度 | 平成29<br>(2017)年度 | 平成30<br>(2018)年度 | 平成31<br>(2019)年度 |
|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 第1号被保険者数 | 37,335           | 37,687           | 37,958           | 38,069           | 38,018           |
| 第2号被保険者数 | 128              | 126              | 120              | 130              | 122              |
| 要介護認定者数  | 7,992            | 8,028            | 7,786            | 7,862            | 7,919            |
| 認定率      | 21.3%            | 21.2%            | 20.4%            | 20.6%            | 20.8%            |
| 要支援1     | 1,142            | 1,179            | 1,013            | 1,020            | 1,007            |
| 要支援2     | 1,023            | 992              | 972              | 985              | 1,106            |
| 要介護1     | 1,627            | 1,725            | 1,590            | 1,611            | 1,555            |
| 要介護2     | 1,370            | 1,354            | 1,351            | 1,390            | 1,439            |
| 要介護3     | 1,018            | 1,047            | 1,112            | 1,045            | 955              |
| 要介護4     | 1,029            | 986              | 1,000            | 1,033            | 1,055            |
| 要介護5     | 783              | 745              | 748              | 778              | 802              |

※認定率は次の式による。【1号・2号認定者数／（1号被保険者数＋2号認定者数）】  
資料：介護福祉課（各年3月末現在）

### イ. 緊急通報装置設置数の推移

○緊急通報装置設置数は減少傾向で推移しており、平成31年度は171件となっています。

緊急通報装置設置数（単位：件）

|      | 平成27<br>(2015)年度 | 平成28<br>(2016)年度 | 平成29<br>(2017)年度 | 平成30<br>(2018)年度 | 平成31<br>(2019)年度 |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 川西地区 | 61               | 56               | 50               | 43               | 32               |
| 川東地区 | 103              | 94               | 84               | 76               | 67               |
| 上部地区 | 104              | 93               | 88               | 84               | 72               |
| 合計   | 268              | 243              | 222              | 203              | 171              |

資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

### ウ. 生活保護の保護世帯数・保護人員・保護率の推移

○生活保護の保護世帯数・保護人員・保護率の状況をみると、平成27年度以降ほぼ横ばいで推移しており、平成31年度で月平均保護世帯数1,040世帯、月平均保護人員1,236人、保護率10.5%となっています。

生活保護の保護世帯数・保護人員・保護率

|              | 平成27<br>(2015)年度 | 平成28<br>(2016)年度 | 平成29<br>(2017)年度 | 平成30<br>(2018)年度 | 平成31<br>(2019)年度 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 月平均保護世帯数(世帯) | 1,028            | 1,050            | 1,066            | 1,052            | 1,040            |
| 月平均保護人員(人)   | 1,247            | 1,281            | 1,286            | 1,266            | 1,236            |
| 保護率(%)       | 10.5             | 10.7             | 10.8             | 10.7             | 10.5             |

資料：生活福祉課（各年4月1日現在）

## (5) 支援者の状況

### ア. 民生委員・児童委員の状況

#### 民生委員・児童委員数（単位：人）

| 委嘱期間                       | 民生委員・児童委員<br>(定員) | 主任児童委員<br>(定員) |
|----------------------------|-------------------|----------------|
| 平成22年12月1日<br>～平成25年11月30日 | 249 (249)         | 35 (35)        |
| 平成25年12月1日<br>～平成28年11月30日 | 249 (249)         | 35 (35)        |
| 平成28年12月1日<br>～令和元年11月30日  | 249 (249)         | 35 (35)        |
| 令和元年12月1日<br>～令和4年11月30日   | 249 (249)         | 35 (35)        |

資料：地域福祉課（各年12月1日現在）

### イ. 見守り推進員の状況

○見守り推進員は280人前後で推移しています。

#### 見守り推進員（単位：人）

|      | 平成27<br>(2015)年 | 平成28<br>(2016)年 | 平成29<br>(2017)年 | 平成30<br>(2018)年 | 平成31<br>(2019)年 |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 川西地区 | 86              | 85              | 85              | 87              | 88              |
| 川東地区 | 81              | 80              | 79              | 77              | 77              |
| 上部地区 | 118             | 118             | 115             | 115             | 115             |
| 合計   | 285             | 283             | 279             | 279             | 280             |

資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

## 2 地域福祉についての市民の意向

### (1) 市民アンケート調査の概要

○市民アンケート調査の概要は以下のとおりです。

| 市民アンケート調査結果の概要 |   |
|----------------|---|
| 1 調査対象者と抽出方法   | 本市に住民登録している 18 歳以上の市民の中から、2,000 人を無作為に抽出しました。 |
| 2 調査方法         | 郵送調査法   |
| 3 調査期間         | 令和 2 年 7 月 9 日 ～ 7 月 22 日                     |
| 4 回収状況         | 発送数 2,000 件<br>回収数 880 件<br>回収率 44.0%         |

### (2) 市民アンケート調査結果の概要

○市民アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

#### ① 近所との付き合いの程度

- 「あいさつをする」「立ち話をする」を合わせると約 7 割で、声をかけ合う程度の付き合いが多くなっています。
- 一方、「ほとんど付き合いはない」が約 1 割を占めています。

| 順位  | 本市の住み良い点      | 割合    |
|-----|---------------|-------|
| 1 位 | ・あいさつをする      | 45.5% |
| 2 位 | ・立ち話をする       | 22.3% |
| 3 位 | ・何か困った時に助け合える | 14.3% |
| 4 位 | ・ほとんど付き合いはない  | 11.0% |
| 5 位 | ・お互いに訪問しあう    | 3.8%  |

## ② 手助けしてもらいたいこと・手助けできること

- 手助けしてもらいたいことは、「災害時における避難などの手助け」が約4割で最も多く、次いで「安否確認の声かけ・見守り」が約3割弱となっています。
- 一方、手助けできることは、「安否確認の声かけ・見守り」が約5割で最も多く、次いで「災害時における避難などの手助け」が約4割強となっています。

| 順位 | 手助けしてもらいたいこと     | 割合    |
|----|------------------|-------|
| 1位 | ・災害時における避難などの手助け | 40.7% |
| 2位 | ・安否確認の声かけ・見守り    | 26.8% |
| 順位 | 手助けできること         | 割合    |
| 1位 | ・安否確認の声かけ・見守り    | 51.7% |
| 2位 | ・災害時における避難などの手助け | 43.8% |

## ③ 参加したいボランティア活動

- 「イベント手伝い」が約2割5分で最も多く、次いで「話し相手・傾聴」、「娯楽・趣味」、「環境」、「防災・防犯」の順となっています。

| 順位 | 手助けしてもらいたいこと | 割合    |
|----|--------------|-------|
| 1位 | ・イベント手伝い     | 24.5% |
| 2位 | ・話し相手・傾聴     | 20.2% |
| 3位 | ・娯楽・趣味       | 17.6% |
| 4位 | ・環境          | 12.8% |
| 5位 | ・防災・防犯       | 12.6% |

## ④ 福祉に関する情報の入手先

- 「市政だより」が74.0%と圧倒的に多く、次いで「新聞、テレビ、ラジオの報道」(35.9%)、「自治会」(23.8%)、「家族や知人などの話」(20.7%)、「インターネット」(17.6%)の順となっています。

| 順位 | 手助けしてもらいたいこと   | 割合    |
|----|----------------|-------|
| 1位 | ・市政だより         | 74.0% |
| 2位 | ・新聞、テレビ、ラジオの報道 | 35.9% |
| 3位 | ・自治会           | 23.8% |
| 4位 | ・家族や知人などの話     | 20.7% |
| 5位 | ・インターネット       | 17.6% |

### ⑤ 経済的に困っている人や社会的に孤立している人への支援

- 「仕事に就くための支援」が約6割で最も多く、次いで「いろいろな相談ができる福祉窓口の充実」が6割弱で半数を超え、次いで「生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援」約4割弱の順となっています。

| 順位 | 手助けしてもらいたいこと                  | 割合    |
|----|-------------------------------|-------|
| 1位 | ・仕事に就くための支援                   | 60.9% |
| 2位 | ・いろいろな相談ができる福祉窓口の充実           | 59.4% |
| 3位 | ・生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援 | 39.2% |
| 4位 | ・社会参加の場の確保                    | 19.2% |
| 5位 | ・住まいを確保するための支援                | 15.8% |

### ⑥ 地域における福祉活動を活発にするために大切なこと

- 地域における福祉活動を活発にするために大切なこととしては、「育児休暇や介護休暇、労働時間の短縮など、企業の仕事と家庭の両立施策」が約4割で最も多く、次いで「思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ」、「地域における福祉活動の意義と重要性の周知・啓発」、「学校や地域で福祉教育の充実」(20.8%)の順となっています。

| 順位 | 手助けしてもらいたいこと                       | 割合    |
|----|------------------------------------|-------|
| 1位 | ・育児休暇や介護休暇、労働時間の短縮など、企業の仕事と家庭の両立施策 | 41.3% |
| 2位 | ・思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ     | 33.6% |
| 3位 | ・地域における福祉活動の意義と重要性の周知・啓発           | 22.0% |
| 4位 | ・学校や地域で福祉教育の充実                     | 20.8% |
| 5位 | ・助けあいの場や組織についての周知・啓発               | 12.6% |

### ⑦ 子どもの貧困への支援に必要なこと

- 「生活の支援（こども食堂などの居場所や食事の提供、親の自立支援、何でも相談できる場所の提供など）」は約5割で最も多く、「就労の支援（親の就労支援、親の学び直し支援、就労機会の確保など）」、「教育の支援（学校以外での学習の支援、進学などのための奨学金制度の充実、多様な体験活動の機会の提供など）」、「経済的な支援」の順となっています。

| 順位 | 手助けしてもらいたいこと | 割合    |
|----|--------------|-------|
| 1位 | ・生活の支援       | 48.6% |
| 2位 | ・就労の支援       | 19.5% |
| 3位 | ・教育の支援       | 18.5% |
| 4位 | ・経済的な支援      | 10.5% |

### ⑤ 行政施策などに対する満足度・今後の重要度について

○「生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）」の満足度が最も高く、次いで「健康管理や健康づくりの推進（健康診査の実施など）」、「生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）」の順となっています。

| 順位  | 行政施策などに対する満足度                   | 平均スコア |
|-----|---------------------------------|-------|
| 1位  | ・生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）      | 3.623 |
| 2位  | ・健康管理や健康づくりの推進（健康診査の実施など）       | 3.516 |
| 3位  | ・生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）    | 3.445 |
| 4位  | ・地域コミュニティ（総合した新居浜市の住み心地）        | 3.424 |
| 5位  | ・暮らし向き（住宅の住み心地、職場の環境など）         | 3.347 |
| 6位  | ・医療施設・救急医療体制の充実（医師の確保、休日や夜間時など） | 3.284 |
| 7位  | ・生活の便利さ（交通、買い物、公共施設、娯楽施設など）     | 3.274 |
| 8位  | ・教育（学校教育、青少年の健全育成など）            | 3.263 |
| 9位  | ・子育て支援対策の充実（保育施設・子育て相談など）       | 3.210 |
| 10位 | ・高齢者福祉対策の充実（生きがいつくり・介護サービスなど）   | 3.182 |

○「生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）」の満足度が最も高く、次いで「生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）」、「医療施設・救急医療体制の充実（医師の確保、休日や夜間時など）」の順となっています。

| 順位  | 行政施策などに対する重要度                     | 平均スコア |
|-----|-----------------------------------|-------|
| 1位  | ・生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）        | 3.784 |
| 2位  | ・生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）      | 3.780 |
| 3位  | ・医療施設・救急医療体制の充実（医師の確保、休日や夜間時など）   | 3.680 |
| 4位  | ・教育（学校教育、青少年の健全育成など）              | 3.662 |
| 5位  | ・健康管理や健康づくりの推進（健康診査の実施など）         | 3.648 |
| 6位  | ・子育て支援対策の充実（保育施設・子育て相談など）         | 3.632 |
| 7位  | ・暮らし向き（住宅の住み心地、職場の環境など）           | 3.577 |
| 8位  | ・生活の便利さ（交通、買い物、公共施設、娯楽施設など）       | 3.551 |
| 9位  | ・障がい者（児）福祉対策の充実（発達及び就労支援・施設の整備など） | 3.505 |
| 10位 | ・高齢者福祉対策の充実（生きがいつくり・介護サービスなど）     | 3.493 |

### ■ 加重平均値の算出について

本市のさまざまな行政施策について、それらの満足度と重要度をたずねました。満足度を相対的にどのように判断しているかを比較しやすくするため、加重平均値（満足度平均点）を算出しました。

（重要度の加重平均値も、満足度の加重平均値と同じ方法で算出しています。）

#### 【算出方法】

$$\begin{aligned} & (①の回答数 \times +2点) + (②の回答数 \times +1点) \\ & + (③の回答数 \times 0点) + (④の回答数 \times -1点) \\ & + (⑤の回答者数 \times -2点) \end{aligned}$$

$$\text{加重平均値} = \frac{\text{加重平均値の算出結果}}{\text{(回答総数)} - \text{(「無回答」の人数)}}$$



## 第2編 計画の基本的な考え方

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

- 本市に住む誰もが健康で安心して快適に暮らせる地域社会を確立するためには、福祉サービスの質・量の両面にわたる充実を図る必要があります。加えて、隣近所の助け合い、支え合いなどの地域における市民活動が大切です。
- 今日の福祉のあり方は、市民自らが自分らしく生きる努力を行うこと（自助）を前提に、支援が必要となったときには、適切なサービスを選択でき、安心して暮らせる環境を市民みんなの力で築き上げていくことが求められています。
- そのため、福祉制度、福祉サービスの充実が望まれています。また、核家族化、ひとり世帯など、世帯の多様化により、人と人、人と地域のつながりが薄れ、地域の中で助け合っていた地域社会が衰退し、地域コミュニティの希薄化が社会問題となっています。人と人、地域のつながりを強めるとともに、社会資源を有効に活用することにより、地域コミュニティの活性化を図っていくことが求められています。
- こうした考え方に立ち、本市のめざす地域福祉の将来像を、第6次新居浜市長期総合計画の福祉分野の目標である「健康で、いきいきと暮らし、支え合うまちづくり（健康・福祉）」、「人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり（人権・協働・社会教育・文化・スポーツ）」を勘案しつつ、「人がつながり 支え合い 健康でいきいきと暮らす福祉のまち にはま」とします。

### 本市のめざす地域福祉の将来像

**人がつながり 支え合い 健康でいきいきと暮らす  
福祉のまち にはま**

## 2 基本的な視点

### 視点1 「地域共生社会づくり」

- 高齢者・障がい者・子どもなど、対象者固有の課題を超えて地域の課題として捉えた取組である「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」を推進する視点が必要です。
- 地域共生社会づくりにあたっては、本人や世帯の複合的な課題を包括的に受け止め、一緒になって継続的に適切な支援をしていくため、包括的な支援体制において、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備」という視点が必要です。

### 視点2 「自助、互助、共助、公助」

- 自身、家庭、会社、地区などの階層からなる地域には、現在のしくみだけでは対応しきれない多様な生活課題があります。
- 本計画の策定において、課題解決の方策を考えるにあたっては、「自助、互助、共助、公助」という視点をとりあげました。

#### ●自助

自分で自分を助けること。自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、自発的に自身の生活課題を解決する力。

#### ●互助

家族・友人・趣味の仲間、自治会など、個人的な関係性を持つ人同士が助け合い、お互いが生活課題を解決し合う力。(相互に支え合うという意味では「共助」と共通しますが、制度的な費用負担などの裏付けがない、あくまでも自発的な支え合い)

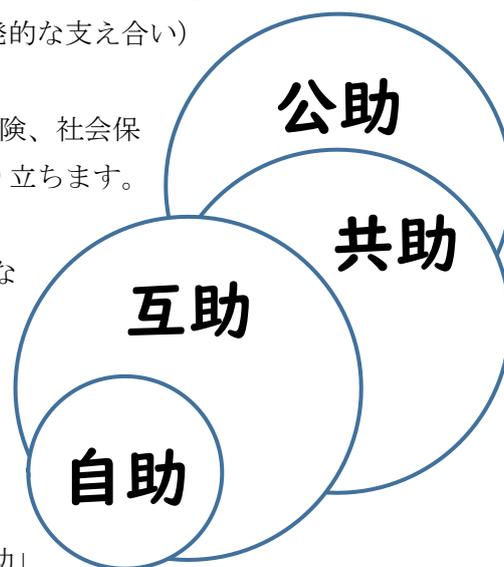
#### ●共助

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など、被保険者や組合員などの相互負担で成り立ちます。

#### ●公助

自助・互助・共助では対応出来ない、最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。公による負担(税による負担)による高齢者福祉事業、生活困窮に対する生活保護、人権擁護、虐待対策など。

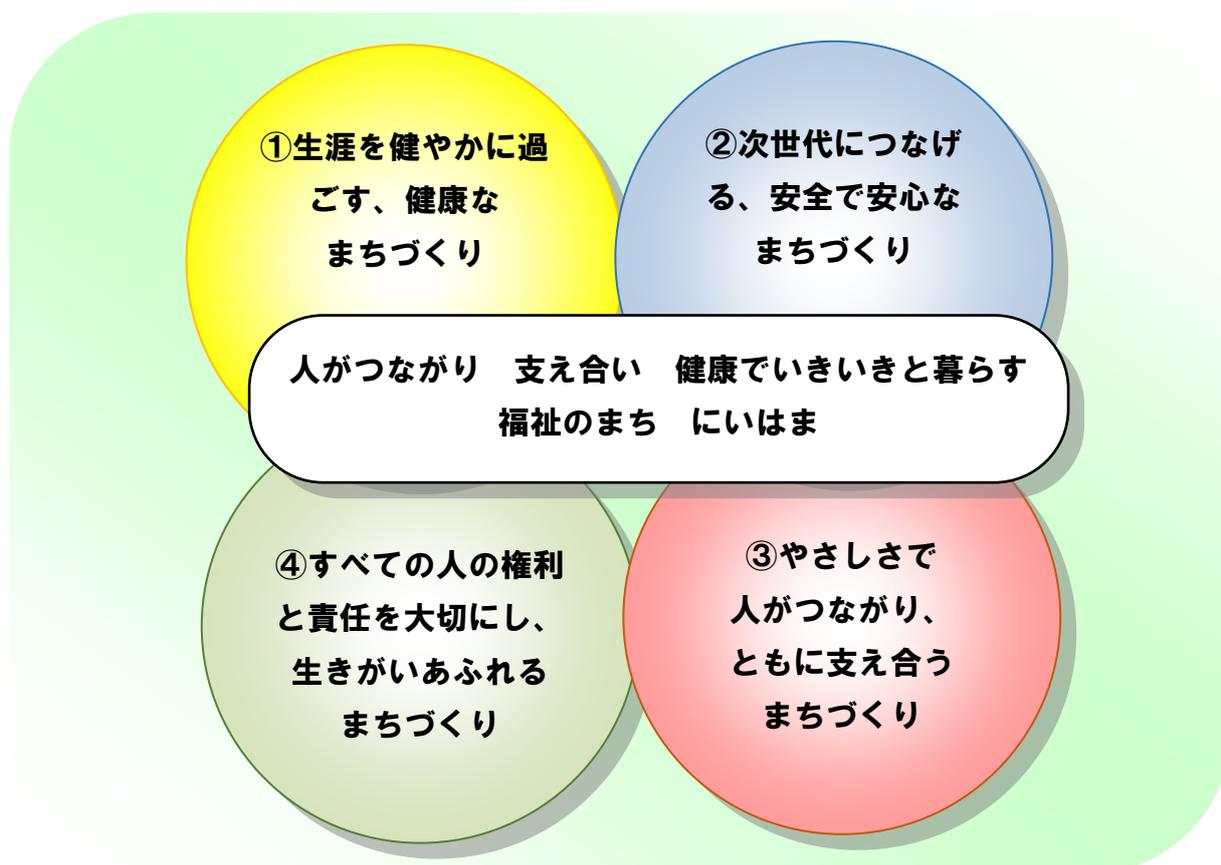
- ◎基礎となるのは「自助」、**「自助」**を支えるのは「互助」、「互助」で難しい課題には「共助」、「自助」「互助」「共助」でも難しい課題には「公助」



## 第2章 基本目標と施策の体系

### 1 計画の基本目標

○基本理念に掲げた「本市のめざす地域福祉の将来像」を実現するための施策推進の目標を以下のように設定します。



#### 基本目標① 生涯を健やかに過ごす、健康なまちづくり

○子どもから高齢者まで、自分の健康は自分で守ることを前提に、生涯スポーツや介護予防、医療体制の充実などに努めるとともに、地域で支え合い、みんなが健康で生き生きと暮らすまちを目指します。

#### 基本目標② 次世代につなげる、安全で安心なまちづくり

○災害や犯罪から自分たちが住んでいる地域を守り、生活空間のバリアフリー化や公共交通をはじめとした都市基盤の整備、環境保全と美化などを進め、安全・安心・快適な暮らしやすいまちを目指します。

### **基本目標③ やさしきで人がつながり、ともに支え合うまちづくり**

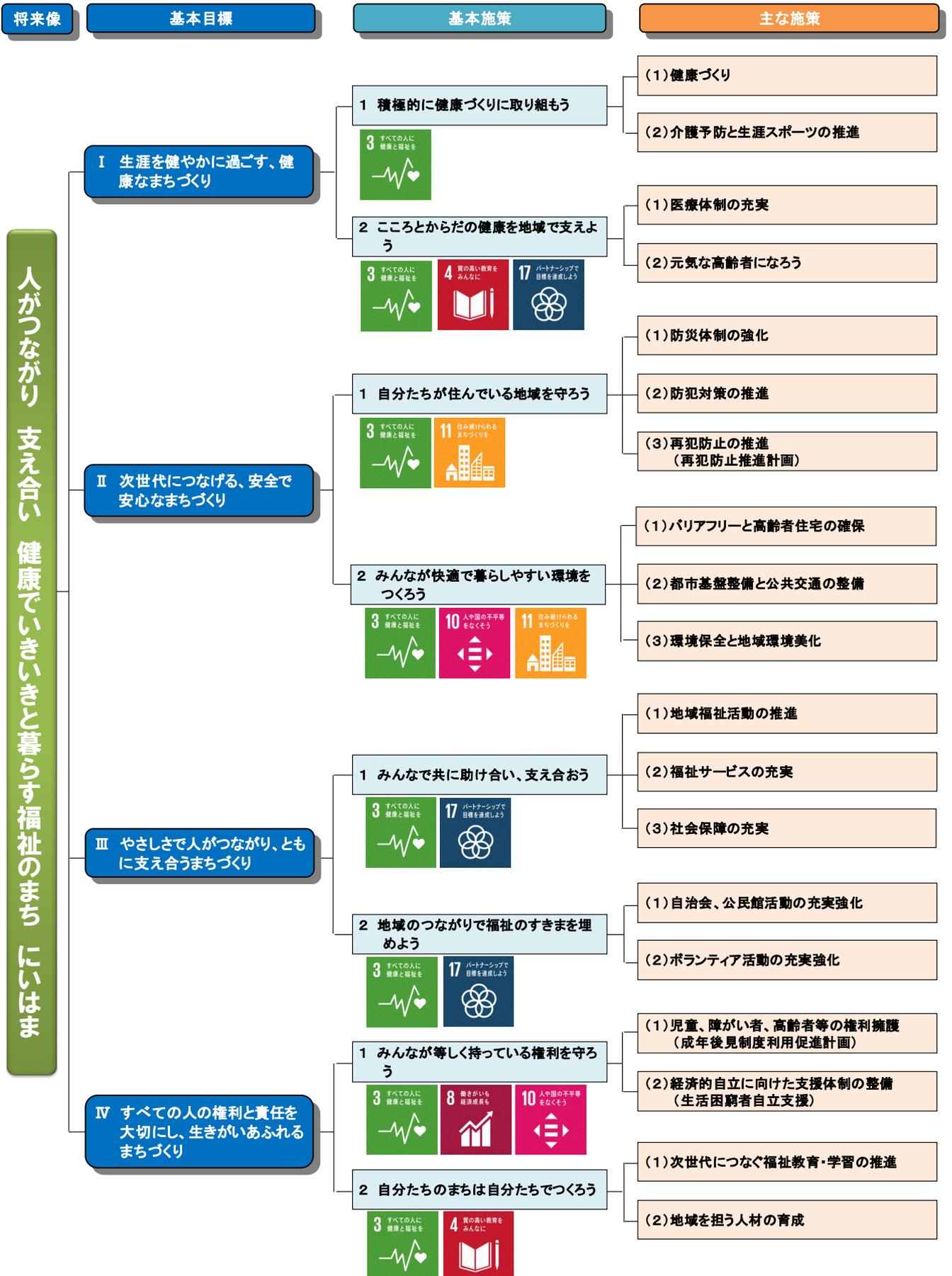
○地域のつながりを大切にして、みんなが助け合い支え合いながら、地域福祉活動、自治会や公民館活動、ボランティア活動などを充実して福祉サービスが行き届いた幸せを実感できるまちを目指します。

### **基本目標④ すべての人の権利と責任を大切にし、生きがいあふれるまちづくり**

○市民一人ひとりが他者を尊重して思いやりや助け合いの心を持ち、高齢者、障がい者、児童などの権利を擁護し、経済的自立を支援するとともに、まちの将来を担う人材を育成して、生きがいを実感できるまちを目指します。

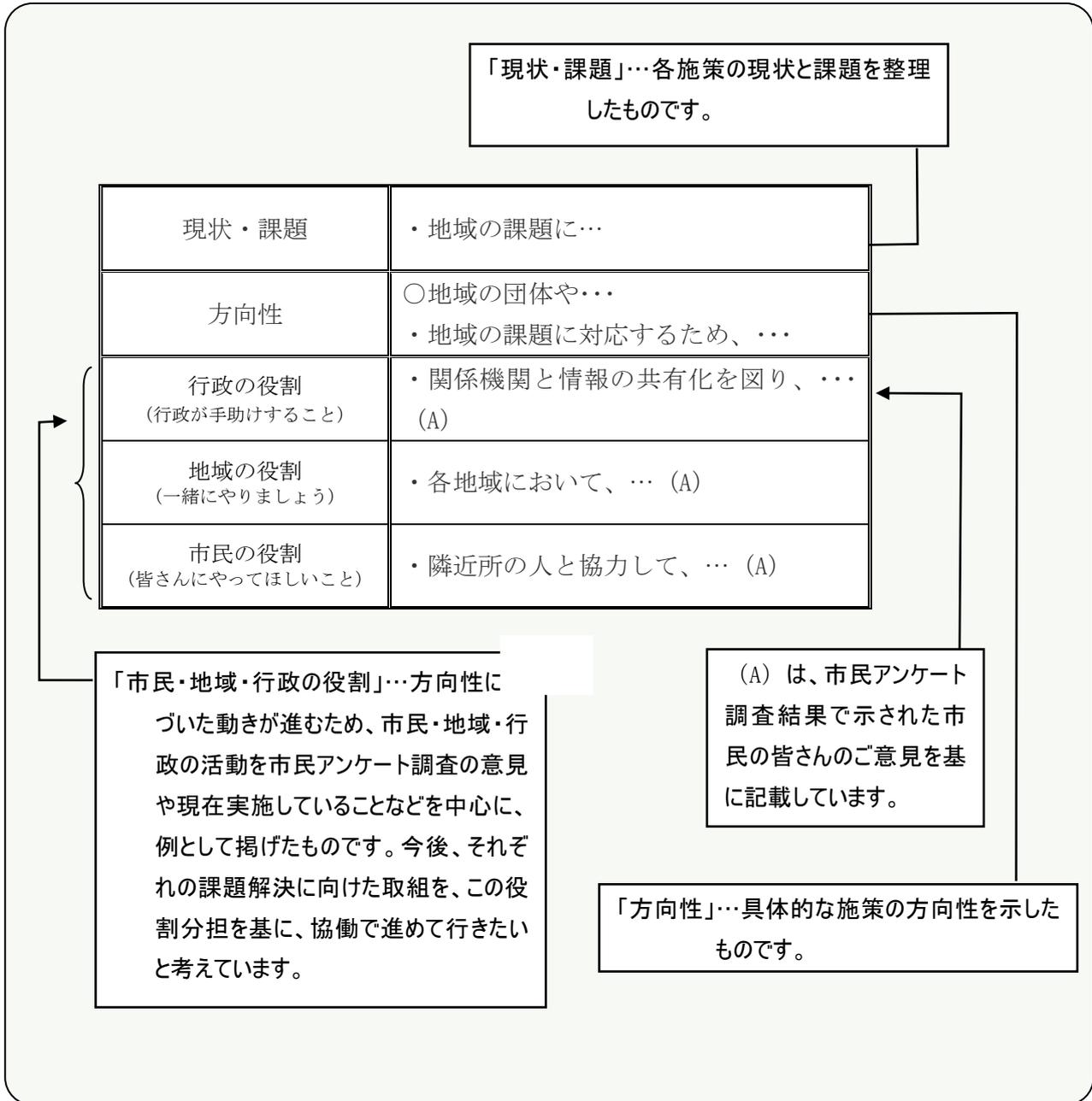
## 2 施策の体系

○施策の体系と対応する持続可能な開発目標（SDGs）を以下に示します。



## 第3編 地域福祉計画（各論）

## ■表の見方■



# 第1章 生涯を健やかに過ごす、健康なまちづくり

## 1 積極的に健康づくりに取り組もう

### (1) 健康づくり

#### ア. 地域と一体となった健康づくり

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>現状・課題</p>                    | <p>○健康寿命の延伸を目指して、新居浜市健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、健康づくり事業を行っていますが、さらに、市民の健康意識の向上や主体的な健康づくりを推進するため、地域組織や団体など市民との協働による健康づくりに取り組んでいく必要があります。</p> <p>○食事バランスの偏りや食習慣の乱れにより、若いころからの生活習慣病の発症及び重症化などの問題が生じているため、引き続き若い世代からの生涯を通じた望ましい食生活の推進に取り組むことが重要です。</p> <p>○アンケート調査によると、「健康管理や健康づくりの推進（健康診査の実施など）」の重要度が高くなっています。(A)</p> |
| <p>方向性</p>                      | <p>○健康長寿のまちづくりを目指して、地域と一体となった健康づくりを推進するため、健康都市づくり推進員や新居浜市食生活改善推進協議会などの関係団体や学校、職域、地域、関係機関などと協働し、若い世代からの運動習慣の定着や健全な食習慣の確立などの健康づくりを推進します。(A)</p>   |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○健康都市づくり、生涯を通じた食育を推進します。(A)</p>  |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○関係機関団体などが、健康づくりのためのネットワークづくりに取り組みます。(A)</p>   |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○規則正しい生活や適度な運動を行い、健康な毎日を送ることを心がけます。(A)</p>   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## イ. 母子保健対策の推進

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>現状・課題</p>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 30 年 10 月から子育て世代包括支援センター（すまいるステーション）を保健センター内に開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援に努めるとともに、子育て支援課内にサテライトを設置し、転入者などの相談窓口の一本化を図っています。</li> <li>○乳児家庭全戸訪問事業や各種相談事業、乳幼児健診及び家庭訪問などで、育児不安や発達に課題のある家庭に対して、継続的な支援を行うことで母子ともに健やかな成長につなげる必要があります。</li> <li>○育児不安や発達に課題のある家庭が、子育てや子どもの発達について悩み、孤立感を抱えこまないように、育児や発達について相談ができる身近な場所の確保が望まれており、交流の場や子育ての仕方を学ぶ場が求められています。</li> <li>○アンケート調査によると、「健康管理や健康づくりの推進（健康診査の実施など）」の重要度が高くなっています。(A)</li> </ul> |
| <p>方向性</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子健康手帳交付時にきめ細やかな相談を実施し、各家庭のニーズに合わせた情報提供を行うとともに、関係機関との連携を図りながら妊娠期からの相談体制の充実を図ります。</li> <li>○育児不安や発達に課題のある家庭に対しては、乳児家庭全戸訪問以降も、産後ケア事業などの活用を推進するとともに切れ目のない継続した支援体制づくりを行います。</li> <li>○育児不安や発達に課題のある家庭が、就学前から成長段階に応じて、安心して相談できる支援体制の充実を図ります。また、研修会や保護者会など、子育てに悩む保護者を対象とした交流の場、学びの場の充実を図ります。子育て世代包括支援センター（すまいるステーション）など、関係機関との連携を図り、フォロー体制を充実します。</li> </ul>   |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○乳児家庭全戸訪問を推進し、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施します。(A)</p>  |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○各関係機関団体などが連携し、一貫した支援体制づくりに取り組みます。</p>  |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○早期発見に努めます。</p>   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## ウ. 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | <p>○成人保健については、がんや生活習慣病を原因とする死亡が増加していることから、がん検診及び精密検査の受診率向上を図り、早期発見・治療につなげるとともに、正しい知識を普及啓発し、生活習慣病の発症予防、重症化予防への取組が重要です。</p> <p>○アンケート調査によると、「健康管理や健康づくりの推進（健康診査の実施など）」の重要度が高くなっています。(A)</p> |
| 方向性                     | <p>○がんに関する正しい知識や検診の重要性を普及啓発するとともに、受診しやすい体制を整備し、受診率の向上を図ります。(A)</p> <p>○健康相談、健康教育などにより、生活習慣の改善や禁煙を推進し、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組みます。</p>   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○がん検診を推進し、健康教育を実施します。(A)  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○生涯にわたり健康で自立した生活を送る意識を持ち、禁煙推進や生活習慣病予防のための取組を地域で行います。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○積極的に検診を受け、禁煙と生活習慣病予防に努めます。(A)  |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## エ. こころの健康づくり

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | <p>○平成 31 年 3 月に「新居浜市自殺対策計画」を策定し、自殺予防やこころの健康づくりを推進しています。</p> <p>○新居浜市の自殺者数は減少しているものの、自殺に係る要因は多様化、複雑化しています。自殺リスクを低下させるために個人のストレス対処能力を高めるとともに、地域における見守り体制や相談体制を充実させる必要があります。</p> <p>○また、地域、職域、関係機関と連携した取組が重要です。</p> |
| 方向性                     | <p>○ストレス対処能力を高める手法やこころの病気についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、早期対応に向けた相談体制の充実を図り、相談窓口を周知します。</p> <p>○「ゲートキーパー養成講座」を広く開催し、見守る人材を増やし、地域での見守り体制の整備に努めるとともに、職域、関係機関などとの連携を図り、こころの健康づくりを推進します。</p>                                   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○健康相談などによる精神保健対策を推進します。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○地域と医療機関など各関係機関とが連携強化を図り、問題ケースに取り組みます。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○積極的に講座を受講するとともに、早期発見に努めます。   |

## オ. 感染症対策の推進

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○感染症を予防するために、予防接種の啓発及び新型コロナウイルス感染症をはじめ、新興感染症に関する正しい知識の啓発を図る必要があります。      |
| 方向性                     | ○予防接種の勧奨と感染症などの蔓延予防に努めます。  |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○予防接種を推進し、感染症についての啓発を行います。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○各関係機関などが連携し、情報提供に努めます。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○正しい知識の習得に努め、感染症を予防します。<br>○自分でできる感染対策をします。例えば、マスクをし、3密を避け、換気をし、手洗いをします。 |

## (2) 介護予防と生涯スポーツの推進

### ア. 介護予防の充実

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | <p>○介護予防に対して無関心な高齢者も取り込み、地域全体で介護予防に取り組めるしくみ作りが必要です。</p> <p>○アンケート調査によると、「高齢者福祉対策の充実（生きがいくくり）」の重要度が高くなっています。(A)</p>   |
| 方向性                     | <p>○住民主体で運営する通いの場・健康長寿地域拠点の開設数と参加者数の増加を目指します。市全域で、高齢者が容易に通える範囲に、通いの場を住民主体で展開することで、元気な高齢者はより一層元気になり、虚弱な高齢者であっても、地域に通える場がある、生涯を通じて介護予防に取り組むことができる地域づくりを行います。</p> |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | <p>○介護予防事業や、介護予防ケアマネジメントを実施します。</p>  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | <p>○高齢者の介護予防と生きがいくくりのため、地域のネットワークづくりに努めます。(A)</p>  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | <p>○積極的に介護予防に取り組みます。</p>   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

### イ. 社会体育の推進

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | <p>○個々を取り巻く社会環境が多様化する中で、直接的なコミュニケーションの不足や普段体を動かしたり、スポーツに親しむことが少なくなったりしており、子どもの体力低下や、生活習慣病予備群が社会問題化しています。</p> <p>○また、高齢者向けのスポーツや運動を行う機会が限られているため、気軽に誰でも参加、実践できる軽スポーツや体を動かすことの推進が必要です。</p> |
| 方向性                     | <p>○各種スポーツ教室や、体を動かす機会、場所などを提供することで、多くの市民が楽しみながら、日常生活の中にスポーツや運動を取り入れ、健康で充実した生活の実現を図ります。</p>   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | <p>○年齢や能力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会を提供するとともに、施設の整備に努めます。</p>   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | <p>○健康づくりのためのスポーツ・レクリエーションに理解を深めるよう、関係機関などが活動支援を行います。</p>  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | <p>○積極的に体を動かし、生活にスポーツ・レクリエーションを取り入れるように努めます。</p>   |

## 2 こころとからだの健康を地域で支えよう

### (1) 医療体制の充実

#### ア. 救急体制の維持・強化と地域医療の確保

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>現状・課題</p>                    | <p>○新居浜市医師会と協力し、休日及び夜間の救急患者に対する診療整備を図っていますが、救急医療体制の維持・確保のためには、体制の役割の明確化、市民の救急医療に対する意識を向上させていく必要があります。</p> <p>○医師の高齢化などにより、医師不足が深刻化しており、今後医師確保に向けた取組を行っていく必要があります。</p> <p>○アンケート調査によると、「生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）」や「医療施設・救急医療体制の充実（医師の確保、休日や夜間時など）」の重要度が高くなっています。(A)</p> |
| <p>方向性</p>                      | <p>○救急医療体制を維持します。(A)</p> <p>○休日夜間救急センターの計画的な設備整備を行います。(A)</p> <p>○医師確保に向けた取組を推進します。</p>   |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○救急医療体制を確保し、適正受診の啓発を行います。(A)</p>   |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○救急時の適正な対処方法などについて、各関係機関団体が連携し啓発に努めます。</p>   |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○適正受診とかかりつけ医の利用に努めます。</p>  |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## (2) 元気な高齢者になろう

### ア. 共に生き支え合う地域のネットワークの充実

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | <p>○公民館などで高齢者を対象とした講座を開催しており、地域高齢者の活力の一部になっています。しかし、参加者の固定化などにより参加者が減少しており、講座内容の見直しや周知方法の改善によるさらなる参加者の確保が求められています。</p> <p>○高齢者が持つこれまでの豊富な知識と経験を、公民館事業やコミュニティスクール活動に活かすことができる環境づくりが必要です。</p> |
| 方向性                     | <p>○公民館などの高齢者を対象とした学習において、地域高齢者のニーズに沿った講座内容、時代の変化に対応することのできる学習機会の提供に努め、参加者の増加を図ります。</p> <p>○高齢者が公民館事業や地域コミュニティ事業の中で、知識の伝授や講座運営に協力することにより、高齢者が活躍できる場をつくり、社会参加促進に繋がるよう努めます。</p>               |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○高齢者の社会参加促進と高齢者が共に高齢者を支える環境を整備し、地域ケアネットワークを強化します。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○地域の老人クラブなど各関係機関団体が連携し、地域の高齢者を支えます。   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○積極的に地域のネットワークに参加します。   |

### イ. 生涯学習機会の内容充実

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○公民館、交流センター、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園における学習活動は、社会の変化に伴う市民の価値観、ライフスタイルの多様化などにより、参加者の固定化、参加者数の伸び悩みがみられることから、時代の必要性や市民のニーズに沿った魅力ある学習内容の提供が必要とされています。 |
| 方向性                     | ○公民館・交流センター、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園の講座内容をPDCAで改善し、地域住民のニーズやライフスタイル、時代の変化に対応した講座体系を構築し、子どもから高齢者までの幅広い世代が学習できる環境づくりに努めます。                         |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○公民館学級、講座、生涯学習大学講座、高齢者生きがい創造学園講座を開催します。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○各関係機関団体が連携し、生涯学習機会の提供、支援に努めます。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○積極的に学習活動に参加します。   |

## 第2章 次世代につなげる、安全で安心なまちづくり

### 1 自分たちが住んでいる地域を守ろう

#### (1) 防災体制の強化

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>現状・課題</p>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的に頻発し、甚大な被害が発生している自然現象によって引き起こされる災害や、近い将来に発生が予想される南海トラフ巨大地震に備えるため、地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の個別計画、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成などの各種対策に取り組んでいます。</li> <li>○アンケート調査によると、「生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）」の重要度が高くなっています。(A)</li> <li>○小学校区（地区）の自主防災組織や、それぞれの地域特性に応じた防災訓練、避難所運営マニュアルや地区防災計画作成への取組を進めています。</li> <li>○防災・減災は、自分の身は自分で守る「自助」、近所・地域で助け合う「互助」が重要です。今後、煙からの避難や初期消火、地震などの災害の疑似体験ができる新居浜市防災センターの活用や各種防災訓練などによる市民一人ひとりの防災意識の向上や、さらなる防災体制の強化が求められます。</li> <li>○アンケート調査によると、手助けしてもらいたいことや手助けできることとして「災害時における避難などの手助け」の割合が多くなっています。(A)</li> </ul> |
| <p>方向性</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○国土強靱化地域計画や地域防災計画などに基づき防災体制を整備するとともに、情勢に応じた計画の見直しを行います。</li> <li>○防災行政無線や防災ラジオなど、多様な方法により市民への正確かつ迅速な情報伝達体制の充実を図ります。</li> <li>○避難所の整備や備蓄物資の充実を図るとともに、関係機関、団体、企業などとの連携を強化します。</li> <li>○自主防災組織を支援し、防災士の参画や防災訓練の拡充など組織の充実と活性化を図ります。</li> </ul>  |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者避難支援プランを充実させるとともに、自主防災組織、機能の拡充を行い、避難所施設を整備します。</li> </ul>   |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各関係機関団体が連携し、自主防災組織の強化と災害時要援護者避難支援に取り組みます。(A)</li> </ul>   |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自らの命は自らが守るという意識で食料などの備蓄や避難場所の確認とともに、地域の防災訓練などに積極的に参加します。</li> </ul>   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## (2) 防犯対策の推進

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>現状・課題</p>                    | <p>○犯罪の発生件数は減少傾向にありますが、特殊詐欺の新しい形態の犯罪が悪質化、巧妙化しており、特殊詐欺の新居浜市での令和元年の認知件数は5件でした。</p> <p>○市民に身近な犯罪の抑止のために、防犯活動の継続が必要であり、引き続き関係団体への支援を行い、活動の強化に努める必要があります。</p> <p>○アンケート調査によると、「生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）」の重要度が高くなっています。(A)</p> |
| <p>方向性</p>                      | <p>○防犯団体、警察、教育機関、行政などが連携して防犯意識の啓発に努めるとともに、防犯団体などへの支援を行い、活動の充実を図ります。(A)</p>  |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○新居浜地区防犯協会への支援と防犯灯設置への助成を行います。</p>   |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○各関係機関団体が連携し、防犯意識の啓発と活動の充実を図ります。(A)</p>  |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○自らの命は自らが守るという意識で防犯対策を進めます。(A)</p>   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

### (3) 再犯防止の推進（新居浜市再犯防止推進計画）

※この項目を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、「新居浜市再犯防止推進計画」として位置付けます。

#### ア. 再犯防止推進計画の推進

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>現状・課題</p>                    | <p>○日本の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の比率は上昇傾向にあります。社会生活を営む上でさまざまな問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院を出た者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。</p>  |
| <p>方向性</p>                      | <p>○平成28年12月の「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行に伴い、本市でも安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。</p> <p>○刑務所出所者などに対し、必要に応じ、生活困窮者自立支援制度など福祉的な支援制度を活用しやすくなるよう松山保護観察所や新居浜地区保護司会などの新居浜地区更生保護関係団体との連携を強化します。</p> <p>○再犯を防止するために関係機関、団体などとの協議を進め、就労や住居の確保などの支援に取り組みます。</p> <p>○毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間」や「再犯防止啓発月間」において、広報・啓発するイベントを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、犯罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。</p> |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○地方再犯防止推進計画を策定し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。</p> <p>○関係団体間の連絡、調整を行い連携の強化を推進します。</p> <p>○さまざまな啓発活動を推進します。</p>   |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識を持ち、あらゆる関係団体で連携を図ります。</p> <p>○保護司の各種研修会を開催し、資質向上に努めます。</p> <p>○罪を犯した人たちの立ち直りを支援するため、住まいの相談やコレワーク四国などの関係機関を活用した就労相談を行います。</p> <p>○非行のある少年などに対して、学習支援活動や松山法務少年支援センターを活用した心理相談などの支援を実施します。</p> <p>○「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」などを通じ、再犯防止に関する地域での理解を促進します。</p>   |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るく</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>する運動」や「再犯防止啓発月間」への理解を深め、積極的に参加します。</p> <p>○保護司、新居浜区保護司会、新居浜地区更生保護女性会などの更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加・協力します。</p> |
|--|---|

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## 2 みんなが快適で暮らしやすい環境をつくろう

### (1) バリアフリーと高齢者住宅の確保

#### ア. 道路交通安全対策及び交通安全施設の推進

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | <p>○歩道においては、段差により自転車や歩行者の通行に支障となる箇所が多く、またガードレールや信号機の設置されていない危険な箇所もあり、歩道のバリアフリー化や交通安全施設の整備が必要です。</p> <p>○アンケート調査によると、「生活の安全安心（道路の安全対策）」の重要度が高くなっています。(A)</p> |
| 方向性                     | <p>○高齢者や障がい者、子どもなど交通弱者に限らず誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の段差解消などのバリアフリー化を推進するとともに、見通しの悪い交差点でのカーブミラー設置や歩行者自転車用防護柵の設置など、道路交通安全対策を推進します。(A)</p>                            |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | <p>○歩道のバリアフリー化、防護柵など交通安全施設の整備を推進します。(A)</p>   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | <p>○各種関係機関団体などとの連携を図りながら、交通安全教室などを実施します。(A)</p>   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | <p>○運転マナーの励行と安全運転を推進します。(A)</p>   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

#### イ. 高齢者の住宅の確保

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | <p>○急速に高齢化が進む中、ニーズに合った高齢者用住宅の整備が必要となっています。</p>                              |
| 方向性                     | <p>○高齢者が要介護状態になっても支援を受けながら自立した暮らしを送ることのできる高齢者向け住宅について情報収集に努め、情報提供を行います。</p> |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | <p>○高齢者向け住宅について、情報提供を行います。</p>  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | <p>○高齢者の居住の安定に努めます。</p>   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | <p>○住宅の確保のための情報収集に努めます。</p>   |

## (2) 都市基盤整備と公共交通の整備

### ア. 生活道路の充実

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>現状・課題</p>                    | <p>○身近な生活道路においては、幅員が狭小な道路や自転車歩行車道が整備されていない道路があるとともに、舗装や橋りょうは経年により劣化や老朽化が進んでおり、安全な通行を確保するためには舗装の補修や橋りょうの修繕、架け替えなどが必要です。</p> <p>○アンケート調査によると、「生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）」の重要度が最も高くなっています。(A)</p> |
| <p>方向性</p>                      | <p>○市道などの生活道路は、日常生活の中で最も身近な道路であり、円滑で安全かつ快適な通行を確保するため、狭小な道路の拡幅改良や自転車・歩行者道の整備、交差点の改良などの整備を進めます。また、劣化した舗装の更新や老朽化した橋りょうの修繕・架け替えなど適正な管理に努め、生活道路の充実を図ります。</p>                                       |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○生活道路の適正な維持管理と橋りょうの修繕、架け替えを実施します。</p>  |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○道路整備への理解や沿道緑化・道路清掃など、支援活動に取り組みます。(A)</p>  |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○道路整備への理解や沿道緑化・道路清掃など、支援活動に参加します。(A)</p>   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## イ. 水洗化率（公共下水道＋合併処理浄化槽）の向上

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | <p>○公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及が求められています。</p> <p>○本市の水洗化率は全国平均より低い状況ではありますが、人口減少なども考慮しながら、効率的な公共下水道の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及啓発にも積極的に取り組んでいく必要があります。</p>                       |
| 方向性                     | <p>○公共下水道については、整備区域全体の見直しや、効果効率的な整備を推進し、下水道施設の早期整備に取り組みます。また、公共下水道整備区域外については、合併処理浄化槽の普及啓発を行い水洗化率の向上に努めます。</p> <p>○水洗化率の向上と処理施設の適切な管理により、下水が安定的に処理され、将来にわたって市民の生活環境の保全に寄与することが期待されます。</p> |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○公共下水道（汚水）の整備と普及向上、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○より環境に配慮した活動や取組に努めます。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○環境意識の高揚に努め、快適な生活環境づくりを行います。   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## ウ. 公共交通の拡充整備

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | <p>○高齢により運転免許証を返納するなど、自動車を運転しない高齢者が増加している一方で、高齢者の事故の増加も懸念されています。誰もが安心して便利に利用できる公共交通体系を構築していく必要があります。</p> <p>○アンケート調査によると、「生活の便利さ（交通、買い物、公共施設、娯楽施設など）」の重要度が最も高くなっています。(A)</p> |
| 方向性                     | ○既存の移動サービスである鉄道、バス、タクシーの利便性の向上に加え、新しい移動サービスの導入が求められています。また、四国への新幹線導入に向けての働きかけを行い、誰もが便利に利用できる公共交通体系の構築を目指します。   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○別子山地域バスやデマンドタクシーの運行に加え、生活バス路線の運行への支援を行います。また、大島については、渡海船の運航を行います。(A)  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○利用者ニーズに基づく快適で適切な運行サービスの提供とともに、積極的な都市交通問題への取組に努めます。(A)   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○積極的に公共交通機関を利用します。(A)  |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

### (3) 環境保全と地域環境美化

#### ア. 公園・緑地整備の推進

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○公園利用者の多種多様なニーズに対応した公園・緑地の整備が必要となっています。また、公園施設の老朽化が進行し、公園利用者の安全確保と施設の延命化が必要となっています。                          |
| 方向性                     | ○公園の不足している地区には、借地方式や公共施設の再編で生じた未利用地を活用した公園緑地の整備を推進します。<br>○民間活力による公園整備について検討します。<br>○公園施設長寿命化計画に基づき施設を更新します。 |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○都市公園整備を推進します。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○公園の適正な利用と維持管理に努めます。   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○公園の適正な利用と維持管理に努めます。   |

#### イ. 地域環境美化活動の推進

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 現状・課題                 | ○地域環境の美化については、市民による美化活動や、自治会を中心としたごみステーションの管理が行われる一方、ポイ捨て、不法投棄、未分別などによる不適正排出が絶えません。<br>○不法投棄については、市内 10 箇所不法投棄監視カメラを設置していますが、監視体制の強化などの対策が必要です。<br>○農業従事者の減少、核家族化、高齢化などから空き地の雑草などについての苦情が増加しています。<br>○アンケート調査によると、「生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）」の重要度が最も高くなっています。(A) |
| 方向性                   | ○ごみステーションは、市・自治会・利用者がそれぞれの役割を果たし、適正な管理の推進とともに、未分別などによる取り残しごみの支援への取組に努めます。(A)<br>○ごみの分別などのルールが自然と身につくよう、子どもの時からの教育を行います。<br>○まち美化キャンペーンや市民一斉清掃などの清掃活動により、市民の環境美化への啓発とともに、空き地の適正管理の指導強化、不法投棄監視カメラの増設による監視体制の強化により、安全で快適な生活環境の維持を図ります。(A)                           |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること) | ○環境美化活動、不法投棄防止活動、ごみステーションの適正管理を推進します。(A)   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)  | ○各種関係機関と連携し、地域環境美化ボランティア活動を推進します。  |
| 市民の役割                 | ○自らがごみの排出者であることを認識するとともに、排出者とし   |

|                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| (皆さんにやってほしいこと) | ての責任を自覚し、積極的に地域環境美化活動に参加します。(A) |
|----------------|---------------------------------|

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## ウ. 環境安全の推進と意識啓発の充実

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | <p>○近年の環境意識の高まりにより、日常生活に起因する野焼き・近隣騒音・悪臭・ペットの飼い方などの苦情や相談がよせられ、現地調査や解決に向けた取組を実施していますが、より安全で快適な生活環境を確保するため、指導・意識啓発していく必要があります。</p> <p>○アンケート調査によると、「生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）」の重要度が最も高くなっています。(A)</p> |
| 方向性                     | <p>○悪臭・騒音・振動・野焼き・犬ねこの飼い方などの現状を把握するとともに、意識啓発に努め、より安全で快適な生活環境の維持に努めます。</p>   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | <p>○環境調査を推進するとともに、環境問題に対する指導、意識啓発を強化します。(A)</p>  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | <p>○快適な環境が保たれるよう、地域団体などが協力し合いながら、環境保全についての意識啓発を行います。(A)</p>  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | <p>○身近な環境に配慮するとともに、犬ねこの飼い方のマナーを守ります。(A)</p>  |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## 第3章 やさしさを人がつながり、ともに支え合うまちづくり

### 1 みんなで共に助け合い、支え合おう

#### (1) 地域福祉活動の推進

##### ア. 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>現状・課題</p>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○近年の核家族化に加え、地域における住民相互のつながりが希薄になってきたことにより、各分野での地域の問題解決能力が低くなってきています。特に、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対し行政だけで対応、問題を解決することは困難な状況です。</li> <li>○こうした中、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体・事業者といった地域福祉の重要な担い手が単独で活動していくのではなく、協働し、それぞれの役割を十分に果たしていくことがますます重要となっています。</li> <li>○アンケート調査によると、地域における福祉活動を活発にするために大切なこととして「思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ」、「地域における福祉活動の意義と重要性の周知・啓発」の割合が多くなっています。(A)</li> </ul> |
| <p>方向性</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における住民同士の交流が減り、地域への関心が薄れている現状から、地域活動へ住民参加を促すための広報活動や福祉に関するイベントや行事などの充実に努めます。(A)</li> <li>○生活道路の整備や住環境整備を促進し、事業者に対してはバリアフリー新法の周知を図るなど、広領域でユニバーサルデザインへの取組を進めていきます。</li> </ul>   |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○新居浜市地域福祉推進計画 2021（地域福祉計画）を策定し、見直しを行い、地域福祉活動を推進します。</li> </ul>   |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各関係機関団体、個人が連携し、地域でのネットワークを構築し、社会貢献活動などの実施や地域活動への参加を促進します。</li> </ul>  |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から地域活動に積極的に関心を持ち、自分にできる範囲で地域に貢献します。(A)</li> </ul>   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## イ. 地域福祉活動の推進

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>現状・課題</p>                    | <p>○近年の核家族化に加え、地域における住民相互のつながりが希薄になってきたことにより、地域の各分野での問題解決能力が低くなってきています。特に、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対し行政だけで対応、問題を解決することは困難な状況です。</p> <p>○こうした中、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体・事業者といった地域福祉の重要な担い手が単独で活動していくのではなく、協働し、それぞれの役割を十分に果たしていくことがますます重要となっています。</p> |
| <p>方向性</p>                      | <p>○福祉分野において地域で活躍している個人や団体が、地域に生じているさまざまな問題を単独で解決することは難しい状況のため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員など地域において福祉活動を行っている多様な主体が、行政も含め協働して問題解決を図っていく体制を強化します。</p>   |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○新居浜市社会福祉協議会、新居浜市民生児童委員協議会の活動の強化に向けた支援を行います。</p>   |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○地域において、社協支部や民生委員・児童委員、自治会、婦人会、PTAなどが連携し、地域活動への参加促進に努めます。</p>  |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○積極的に地域福祉活動に参加します。</p>   |

## ウ. 地域福祉担い手の育成・確保

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>現状・課題</p>                  | <p>○近年の核家族化に加え、地域における住民相互のつながりが希薄になってきたことにより、各分野での地域の問題解決能力が低くなってきています。特に、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対し行政だけで対応、問題を解決することは困難な状況です。</p> <p>○地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体・事業者といった地域福祉の重要な担い手が単独で活動していくのではなく、協働し、それぞれの役割を十分に果たしていくことがますます重要となっています。</p> |
| <p>方向性</p>                    | <p>○地域福祉の推進においてリーダーの育成は重要です。一部の人に負担を強いる結果にならないよう、ボランティア市民活動センターと連携し、リーダーの育成と同時に、活動を担う人材の育成を目的とした各種ボランティア講座を開催します。</p>   |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p> | <p>○各種ボランティア養成講座を実施します。</p>   |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○ボランティア市民活動センターと連携し、積極的にボランティア団体を組織し、加入者の拡大に努めます。 |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○積極的に各種ボランティア講座に参加します。                            |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## エ. 住み慣れた地域での生活支援

|   |  |
|---|--|
| 現状・課題   | ○高齢化の進展に伴い、要介護者、在宅で自立した生活が困難な高齢者及び在宅支援が必要な一人暮らし高齢者が増加するとともに、地域社会における連帯や共生の意識が薄れ、高齢者を抱える家族が孤立化する問題が生じているため、複数の課題を抱える高齢者や家族が、安心して地域で生活できるように支援の充実を図る必要があります。<br>○アンケート調査によると、助けしてもらいたいことや手助けできることとして「安否確認の声かけ・見守り」の割合が多くなっています。(A) |
| 方向性   | ○支援を必要としている高齢者やその家族が安心して地域で暮らしていくために、地域の包括的支援・サービス提供体制の構築を推進します。   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)                                 | ○地域包括支援センターを充実、強化するとともに、介護する家族やひとり暮らし高齢者に対する支援を行います。<br>○要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う、地域包括ケアシステムの支援を行います。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)<br>共に支え合う地域ネットワークづくりに積極的に取り組みます。 | ○地域包括支援センターの協力機関を中心とした高齢者を見守る支援体制の強化を行うとともに、見守り推進員を中心とした独居高齢者見守り事業の充実強化に努めます。(A)   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと)                               | ○共に支え合う地域ネットワークづくりに積極的に取り組みます。   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## オ. 高齢者所在不明問題への対応

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>現状・課題</p>                    | <p>○ひとり暮らし高齢者などに対する安否確認について、公的機関のみでは、実態把握の困難な課題に対しては、地域全体で高齢者など社会的弱者を支える必要が生じています。</p> <p>○アンケート調査によると、手助けしてもらいたいことや手助けできることとして「安否確認の声かけ・見守り」の割合が多くなっています。(A)</p> |
| <p>方向性</p>                      | <p>○独居高齢者見守り推進員を中心として民生委員やふれあい訪問員などが連携しながら、高齢者を見守る体制の充実を図ります。(A)</p>  |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○独居高齢者見守り推進事業を充実、強化します。(A)</p>   |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○地域包括支援センターの協力機関を中心とした高齢者を見守る支援体制の強化を行うとともに、見守り推進員を中心とした独居高齢者見守り事業の充実強化に努めます。(A)</p>   |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○共に支え合う地域ネットワークづくりに積極的に取り組みます。</p>   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## (2) 福祉サービスの充実

### ア. 多様な保育ニーズへの対応

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | <p>○近年、子どもが3歳未満の早い段階から就労する母親が増え、保育所などへの入所を希望する子どもは低年齢化傾向にあります。延長保育・一時預かり保育・休日保育事業などの保育ニーズの環境変化を踏まえた保育施設の受入体制整備や、多様な保育サービスの充実が必要です。</p> <p>○アンケート調査によると、手助けしてもらいたいことや手助けできることとして「見守り」の割合が多くなっています。(A)</p> |
| 方向性                     | <p>○保護者が安心して働きながら子育てができるよう、延長保育・一時預かり保育・休日保育事業などの多様な保育サービスの充実を図り、家庭のニーズに応じた受入体制を整備します。</p>   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | <p>○一時預かり（保育所型）、延長保育、休日保育を充実します。</p>   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | <p>○ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる環境整備に努めるとともに、地域において子どもたちを地域の宝として見守り支えます。(A)</p>   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | <p>○地域の子どもを見守り支えるよう努めます。(A)</p>  |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

### イ. 子育て支援の充実と連携

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 現状・課題                 | <p>○新居浜市子育て世代包括支援センター（すまいるステーション）を開設し、保健師・看護師などによる相談事業を強化しています。</p> <p>○すまいるステーションの認知度の向上を図るとともに、相談しやすい体制づくりが必要です。</p> <p>○核家族化により産後のサポートが少ない家庭には産後ケア事業などを活用し支援の充実を図る必要があります。</p> <p>○アンケート調査によると、「子育て支援対策の充実（保育施設・子育て相談など）」の重要度が高くなっています。(A)</p> |
| 方向性                   | <p>○子育てのスタートとなる母子健康手帳交付時及び、本市に転入した子育て世代に対するきめ細かい相談を実施し、各家庭のニーズに合わせた情報提供を行うとともに、継続的な切れ目のない相談・支援の充実を図ります。また、子育て支援機関や医療機関などとの連携を強化し、子育て世代の不安の軽減及び一貫した支援の充実を図ります。</p>   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること) | <p>○病児、病後児保育を実施します。</p>   |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○各関係機関団体などが連携し、子育て支援が必要な場合に早期に<br>間断なく対応できるよう連携体制を強化します。 |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○子育て支援が必要になった場合の情報収集に努めるとともに支<br>援に協力します。                |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

### ウ. 子どもと親の交流の場づくり

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○子育ての不安感や負担感の解消のために、市内8か所に子育て支<br>援拠点を設置し、子育て中の親子が気軽に集える場を提供、また、<br>拠点施設での一時預かり事業も実施しているが、子育ての孤立感<br>を軽減するための施策は継続的な実施が必要です。 |
| 方向性                     | ○親子が気軽に集うことができる場の充実や地域との交流を促進<br>し、子育ての孤立感を軽減します。また、子育て支援のための各<br>種手当や制度の周知に努めます。  |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○地域子育て支援拠点において、親子の交流をさらに充実させま<br>す。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○各関係機関団体などが、地域子育て支援拠点を中心とした支援活<br>動に協力します。   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○子育て支援が必要になった場合の情報収集に努めるとともに支<br>援に協力します。  |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

### エ. 子どもの居場所づくり

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○放課後子ども教室との連携が十分でないことから、対応を検討す<br>ることが必要です。また、子どもたちが安心して遊べる場所の確<br>保が必要です。 |
| 方向性                     | ○放課後子ども教室との連携を推進します。また、児童遊園地や子<br>ども広場の遊具の適正配置と安全管理を徹底します。                 |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○放課後児童の健全育成と障がい児対策を行うとともに、児童遊園<br>地や子ども広場の充実と安全管理をします。                     |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○各関係機関団体などが、児童館や放課後子ども教室を中心とした<br>支援活動に協力します。                              |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○子育て支援が必要になった場合の情報収集に努めるとともに支<br>援に協力します。                                  |

## オ. 障がい福祉サービスの充実

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○障がい者は増加傾向にあり、さらに重度化、重複化、高齢化がみられますが、障がい者が自立して暮らせる地域の実現のためには障害福祉サービスの充実が必要です。                                      |
| 方向性                     | ○重度障がい者に対する経済的負担軽減を図るとともに、障がい者団体に対する支援を行います。また、必要な障がい福祉サービスが利用できるよう各種サービスの基盤整備を行うとともに、難病患者等を含む障がい者への情報提供の充実を図ります。 |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○心身障がい者への経済的支援、社会福祉団体への支援、障がい者の自立支援を行います。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○障がい者（児）の自立を地域で支えるように、ボランティア団体などが連携を強化し、ニーズに応えます。   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○障がい者（児）の個性を理解しながら相互交流の輪を広げ、力を合わせて福祉活動に取り組みます。  |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## カ. 地域生活の支援体制の充実

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○地域で生活する障がい者（児）やその家族などに対し、障がい種別に応じた複数の相談支援事業所において、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報提供などを行い、相互に連携しながら相談支援体制の充実を図っています。               |
| 方向性                     | ○相談支援の質の向上や関係機関の連携を図り、障がい者（児）やその家族などが気軽に相談でき、適切な支援を受けられる体制の強化を進めていきます。<br>○障がい者（児）の生涯にわたる総合的な支援体制の整備と充実を図るとともに、地域で安心して暮らし続けられるよう施設等の整備を支援します。 |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○相談支援事業、児童発達支援センター設置に向けた取組を実施します。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○各関係機関団体が連携し、障がい者（児）の地域生活を支援するとともに、生涯にわたる一貫した支援を行います。   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○障がい者（児）の個性を理解しながら相互交流の輪を広げ、力を合わせて福祉活動に取り組みます。  |

## キ. 社会福祉施設の整備

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○障がい者を含む市民が安心、安全に利用するため施設の老朽化対策や施設機能の充実が必要です。  |
| 方向性                     | ○計画的な施設整備を行うとともに、制度改正に伴う施設改修などに取り組みます。         |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○障がい者福祉センター等の市所管施設の整備・改修を行います。                 |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○地域の方も利用しやすい施設とし、活動の充実を図ります。                   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○障がい者（児）の個性を理解しながら相互交流の輪を広げ、力を合わせて福祉活動に取り組みます。 |

## ク. 適切で効果的な介護サービスの充実

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○介護現場での人材不足により安心してサービスを受けることが難しくなることが懸念されるため、介護職員の人材確保が急務となっています。<br>○アンケート調査によると、「高齢者福祉対策の充実（介護サービス）」の重要度が高くなっています。(A) |
| 方向性                     | ○多様な人材の参入促進、事業者支援及び介護分野に関する情報の提供を充実するとともに、国、愛媛県と連携して介護人材の確保、定着及び資質の向上に向けた取組を推進し、介護サービスの充実に努めます。(A)                      |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○介護保険施設の基盤整備と介護職員の人材確保に努めます。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○社会福祉法人などが中心となり、介護保険施設の整備を図るとともに、介護職員の確保に努めます。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○介護保険施設と介護職員の社会貢献に対する理解を深めます。   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

### (3) 社会保障の充実

#### ア. 生活の安定と自立に向けた支援

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○生活困窮者に対する支援は、経済的援助のみならず、社会との関係の構築や就労の支援、負債の精算など支援の種類は多岐にわたります。複雑な制度の狭間でサービスの利用につなげるなど、寄り添った支援を行う必要があります。また、一方で最終セーフティネットとしての生活保護制度は要保護者の生活の安定のため、他法他施策の活用や生活福祉資金の貸付など制度の有効活用を図る必要があります。 |
| 方向性                     | ○生活困窮者に対し、経済的援助や自立支援を行い、生活保護の適正な実施を図ります。また、要保護者の生活の安定と環境改善を目指し、関係機関との連携や相談指導體制を整備し、他法他施策の活用や生活福祉資金の貸付など制度の周知を図ります。   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○生活保護の適正な実施に努めます。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○社会福祉協議会や民生児童委員協議会を中心として、生活の安定と自立に向けた支援を行います。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○制度の適正な利用促進に努めます。  |

#### イ. 介護保険制度の円滑な運営

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○要支援・要介護認定者数の増加により、介護保険給付費が増加している中で、介護認定の適正化と介護サービスの質的向上を図るとともに、介護保険制度を持続可能なものとし、地域における介護保険サービスの基盤を整備する必要があります。 |
| 方向性                     | ○認定調査員、介護認定審査会などの資質の向上と介護相談員などの活用を図ります。介護給付適正化の推進と福祉サービス第三者評価事業の実施と公表、給付と負担のバランスのとれた介護保険事業計画の策定を図ります。           |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○新居浜市高齢者福祉計画を策定します。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○介護保険サービスの対象とならないインフォーマルな支援を行うことにより、介護保険制度を持続可能なものとしめます。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○適正なサービス利用に努めます。  |

## ウ. 国民健康保険事業の健全な運営

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>現状・課題</p>                    | <p>○高齢化の進行や医療が高度化している反面、長引く経済不況などにより、所得水準や徴収率が低下し、国保の保険料収入が減少しており、国保財政の健全化を図る必要があります。</p>  |
| <p>方向性</p>                      | <p>○国保財政の健全化を図るため、歳入面では医療給付費に見合う適正な保険料賦課と適切な財源確保に努めるとともに、滞納処分体制を強化し、保険料徴収率の向上に努めます。</p> <p>○歳出面では、特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施し、生活習慣病の早期発見・予防などに努め、医療費の適正化を図ります。</p> |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○国民健康保険料の賦課徴収を適正に行います。</p> <p>○特定健康診査の受診啓発、医療費適正化を促進します。</p>  |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○各関係機関は、医療費抑制に向けた周知事項について広報に努めます。</p>   |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○積極的に特定健康診査などを受けることで、生活習慣病の予防、早期発見に努めます。</p>  |

## 2 地域のつながりで福祉のすきまを埋めよう

### (1) 自治会、公民館活動の充実強化

#### ア. 地域コミュニティ活動への支援

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○自治会館、放送設備などのコミュニティ施設の老朽化が進んでいますが、自治会員の減少などにより自治会の財政基盤が弱くなっていることから、修繕などに対する財政支援が必要になっています。また、自治会加入率が減少傾向にあり、後継者不足など自治会活動の支障が出ていることから、持続可能なコミュニティ施設の運営や人づくりに取り組む必要があります。 |
| 方向性                     | ○必要な財政支援及び地域のソフト活動への支援の充実強化に努め、各自治会の活性化を図ります。   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○コミュニティ施設などの整備を行うとともに、地域コミュニティ活動を支援します。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○地域活動の基礎となる自治会活動の充実強化のため、自治会加入を促進するとともに、地域コミュニティづくりが円滑に実施されるように配慮した取組に努めます。   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○自らの地域づくりに主体的、積極的に取り組み、自治会活動の活性化に努めます。  |

#### イ. 地域再生への体制づくり

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○地域のまちづくりを推進するため、自治会をはじめさまざまな団体が活動していますが、個々の目的に限定され、団体間のネットワークが不足しており、地域で総合的にまちづくりを推進する組織づくりが必要です。地域の特性を生かしつつ、コミュニティの活性化に向け組織や拠点の在り方を考える必要があります。 |
| 方向性                     | ○地域住民が中心となって地域課題の解決に向けて取り組む地域運営組織の形成に向けた取組を進めます。   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○地域コミュニティ活動を支援するとともに、山間地域の移住交流を促進します。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○自治会や各種団体が横断的に連携し、地域の生活課題に対する問題意識を共有し、協働することで地域再生の道を拓きます。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○自らの地域づくりに主体的、積極的に取り組み、地域活動の活性化に努めます。  |

## ウ. 地域課題を解決する市民活動の推進

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | <p>○地域課題への関心が薄れ、参加者が一部の人に限られている地域もあり、地域力の格差が生まれており、自分の住んでいる「まち」や「ひと」に関心を持ってもらうことが必要となってきました。</p> <p>○各校区のまちづくり推進委員会が中心となり、地域教育力向上プロジェクト推進事業に取り組んでいますが、公民館職員による企画・運営だけではなく、地域が主体となり、議論を深めて事業の企画、運営をしていくことが必要となっています。</p> |
| 方向性                     | <p>○地域の実情や地域住民のニーズをふまえた内容を取り入れ、自分の住んでいる地域に関心を持ってもらえる学習機会づくりに努めます。</p> <p>○地域が主体となって課題解決に向けた事業を企画、運営していただけるように公民館職員がサポートする体制づくりに努めます。</p>  |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○地域課題、地域の要請に応じた事業を実施します。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○公民館において、校区の自治会や老人会、婦人会、民生児童委員協議会、PTAなどが協働し、地域主導で組織づくりや活動を行います。   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○自分たちの地域をよくするための活動に積極的に取り組みます。  |

## (2) ボランティア活動の充実強化

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○ボランティア活動への関心が高まる中、さまざまな世代がまちづくりへの関心を高め、活動に参加したいと思う人が気軽に参加でき、活動を長く続けるための体制づくりを構築する必要があります。 |
| 方向性                     | ○市民の思いや志をまちづくりに生かすため、ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動しやすい体制づくりに取り組みます。                              |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○ボランティアに関する情報を発信し、新たなボランティアの育成やボランティアに参加しやすい環境づくりを進めます。                                    |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○ボランティアへの参加やNPO、市民活動団体などの市民セクターの交流を促進し、協働の推進に努めます。   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○ボランティア活動に興味を持ち、できることから、できる範囲で、積極的に参加します。  |

## 第4章 すべての人の権利と責任を大切にし、生きがいあふれるまちづくり

### 1 みんなが等しく持っている権利を守ろう

#### (1) 児童、障がい者、高齢者などの権利擁護

##### ア. 援助を必要とする児童・保護者への支援

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○児童扶養手当など、制度による経済的支援をはじめ、ひとり親家庭の自立を支援する相談機能や体制の充実に取り組んできましたが、即時に解決できるものではないため、継続的に支援する体制を整える必要があります。                  |
| 方向性                     | ○ひとり親家庭への生活支援や障がい児への支援など、配慮が必要な子どもや家庭を支援し、安心して生活できる環境づくりを推進します。児童虐待の発生予防、早期発見に向け、関係機関との連携を強化します。子ども家庭総合支援拠点の設置をめざします。 |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○ひとり親家庭に対する経済的支援を行うとともに、関係機関が連携し、児童虐待防止対策の推進を図ります。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の防止と早期発見に努めます。   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○児童虐待など地域の生活課題を発見した時は、速やかに関係機関に通告します。   |

##### イ. 障がい者への理解と社会参加の促進

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○障がい者福祉計画の基本理念である「ノーマライゼーション」を実現するためには、障がい者に対する社会の理解と社会参加の促進が図られる取組が重要です。                           |
| 方向性                     | ○「ノーマライゼーション」理念の普及啓発のための啓発活動を行うとともに、障がい者自立支援協議会において障がい者施策に対する協議を行います。また、障がい者の社会参加を促進するための施策に取り組みます。 |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定します。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○ノーマライゼーション理念の実現のために、各関係機関団体などが連携し、地域の生活課題の発見と解決に取り組みます。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○障がい者（児）の個性を理解しながら相互交流の輪を広げ、力を合わせて福祉活動に取り組みます。  |

## ウ. 認知症高齢者の生活支援

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○要介護者及び在宅で自立した生活が困難な高齢者が増えているとともに、施設・在宅において支援が必要となる認知症高齢者が増えていることから、高齢者が安心して生活できるための支援に加え、地域で認知症高齢者を見守る体制づくりが必要です。 |
| 方向性                     | ○認知症についての理解を広め、地域全体で認知症高齢者の生活支援を行います。  |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○認知症高齢者の総合相談体制づくりと権利擁護に努めます。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○地域包括支援センターの協力機関を中心とした認知症高齢者を見守る支援体制の強化を行います。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○認知症高齢者の支援のネットワークづくりに参加します。  |

## エ. 社会における人権・同和教育及び啓発の推進

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○市民一人ひとりがさまざまな人権問題を正しく理解して物事を合理的に判断する機会が少ないため差別が発生するという側面があります。人権教育・啓発事業などにより多くの市民参加を呼びかけ、人権について考える場を提供する必要があります。 |
| 方向性                     | ○市民一人ひとりがさまざまな文化・習慣・価値観を持ちながらも、「あらゆる垣根をこえて、すべての人々が自ら積極的に考え、あたたかい心で交わり合い、来てよかった新居浜市、住んでよかった新居浜市」の実現を目指します。         |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○お茶の間人権教育懇談会、講座・セミナーを実施するとともに、ふれ愛フェスタハートFULL新居浜、人権のつどい日などを開催します。また、身元調査お断り運動を推進します。                               |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○自治会など地域団体と人権擁護関係団体とが連携し、校区别人権教育市民講座や身元調査お断り運動などに取り組みます。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○一人ひとりが人権問題を自分のこととしてとらえ、人権感覚を養っていくよう努めます。   |

## オ. DV対策（支援及び予防）の推進

|       |   |
|-------|---|
| 現状・課題 | ○DV（虐待）被害は深刻な社会問題となっており、近年は一層多様化しています。被害者の保護及び自立の支援などを図るため、新居浜市配偶者暴力相談支援センターを中心に各関係機関などと緊密に連携し、適切な対応が可能な相談体制や支援施策の充実と、あらゆる暴力の根絶と暴力を許さないという社会環境づくりの推進に積極的に取り組む必要があります。 |
|-------|---|

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>方向性</p>                      | <p>○DV防止及び被害者の保護などを行うために、身近な相談窓口としてのPRと、各関係機関とのネットワークを強化した被害者への支援、講演会によるDV防止啓発、相談業務のスキルアップと相談員養成のため専門講師による講座の開催など、適正な相談業務の遂行に努めます。</p> |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○DV相談とDVに関する意識啓発を行います。</p>  |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○地域で高齢者や障がい者、子どもなどを見守り、DVが疑われるなど異変に気づいた場合には、民生委員・児童委員や関係機関などに相談します。</p>   |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○虐待やDVの被害を受けているのではと気づいたら、すぐに相談や通告を行います。</p>   |

## (2) 高齢者や障がい者などの尊厳を重んじる社会づくり（新居浜市成年後見制度利用促進基本計画）

※この項目を成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（新居浜市成年後見制度利用促進基本計画）」として位置付けます。

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>現状・課題</p>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者や障がい者などの権利を守り、不利益を被らないようにする必要があります。</li> <li>○認知症高齢者をはじめ高齢者や障がい者などについては、財産管理などが困難な場合も増えてきており、安心して財産管理や身上保護を任せられる成年後見制度の利用を促進する取組を進める必要があります。</li> </ul>   |
| <p>方向性</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者や障がい者などの抱える問題を包括的に支援していくための権利擁護システムの構築を目指します。</li> <li>○成年後見制度の利用促進を図るため、「協議会」、「チーム」を構成要素とする地域連携ネットワークを構築します。</li> <li>○成年後見制度に関する相談支援や広報、市民後見人の養成、申立に係る支援、各関係団体との連携、調整などを行います。</li> <li>○弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、行政が連携し、後見などが必要な個別の案件について協議を行う事例検討会議を開催するほか、それら関係者に加え、地域関係者、金融機関、病院関係者などから構成される協議会を設置します。</li> <li>○協議会において各機関が権利擁護に関し抱えている課題や対象者の発見・支援につながる情報の共有を図ることなどにより、制度を必要としている人への適切な支援体制づくりを進めます。</li> <li>○成年後見制度を利用促進するため、成年後見市長申立や利用支援事業（申立費用助成、後見人などの報酬助成）を行うとともに、市民後見人養成講習やフォローアップ研修、成年後見フォーラム、出前講座などの開催により、担い手の養成、制度周知を行います。</li> </ul> |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度について周知を図り、利用を促進します。</li> <li>○成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。</li> </ul>  |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度について理解を深めるとともに、利用を促進します。</li> </ul>  |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権に係わる問題を正しく理解し、行動できるよう努めます。</li> </ul>  |

### (3) 経済的自立に向けた支援体制の整備

#### ア. 障がい者の就労支援

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○障がい者に対する就労の機会が不十分であるため、ハローワークや福祉事業所などとの連携を図りながら就労支援体制を充実する必要があります。           |
| 方向性                     | ○市内企業の障がい者雇用・就労促進を図るとともに、障がい者就業・生活支援センターやハローワークなどとの連携を強化し、障がい者への雇用機会の確保に努めます。 |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○生活困窮者自立支援制度に基づき、地域活動支援センター、就労移行支援・就労継続支援事業所、はたらく部会などへの支援を行います。               |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○各関係機関団体が連携し、企業の障がい者雇用に対する理解を深め、ノーマライゼーション理念の実現に努めます。                         |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○障がい者に対する就労の機会についての情報提供に努めます。   |

#### イ. 働きやすい環境づくり

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○少子高齢化に伴う労働力人口の減少に備え、女性や高齢者などの労働能力の活用を図るため、あらゆる人が安心して働ける雇用環境整備に取り組む必要があります。  |
| 方向性                     | ○長期化する高齢期を健康で有意義に過ごすことができ、その能力や経験をいかした就業や社会参加の場を提供するため、シルバー人材センターの運営を支援します。<br>また、女性や高齢者の雇用に積極的に取り組む事業所の紹介や、雇用に関する国や市の補助制度などのPRなど、働きやすい環境づくりのための啓発活動を行います。 |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○シルバー人材センターへの支援を行います。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○安定した雇用の継続と従業員が働きやすい環境づくりを行います。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○事業所とともに、働きやすい環境づくりを行います。  |

## ウ. 生活困窮者の自立支援

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>現状・課題</p>                    | <p>○本人の尊厳を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情に応じて、包括的かつ早期に生活困窮者の自立を支援する必要があります。</p> <p>○アンケート調査によると、経済的に困っている人や社会的に孤立している人への支援として「仕事に就くための支援」「いろいろな相談ができる福祉窓口の充実」「生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援」の割合が多くなっています。</p> <p>(A)</p> <p>○アンケート調査によると、手助けしてもらいたいことや手助けできることとして「安否確認の声かけ・見守り」の割合が多くなっています。(A)</p> <p>○アンケート調査によると、子どもの貧困への支援に必要なこととして「生活の支援（こども食堂などの居場所や食事の提供、親の自立支援、何でも相談できる場所の提供など）」の割合が多くなっています。(A)</p> |
| <p>方向性</p>                      | <p>○生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行）に基づく生活困窮者自立支援制度により、就職、住居、子どもの学習などの個々の状況に応じた支援を推進するとともに、既存サービスの有効な活用に努めます。(A)</p>   |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○生活困窮者の相談窓口を設置し、就労・自立に向けた支援を行います。(A)</p>  |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○支援を必要とする人の見守りや声かけに努めます。(A)</p> <p>○日頃の見守活動などを通じて生活に困窮している人の発見に努め、関係機関につなぎます。</p>   |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○生活困窮者自立支援制度のしくみを理解し、困ったときは早めに相談します。(A)</p>   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## 2 自分たちのまちは自分たちでつくろう

### (1) 次世代につなぐ福祉教育・学習の推進

#### ア. 子育て世代に対する家庭教育の充実

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○地域コミュニティ活動が停滞し、近所や地域の大人が子育てに関わるものが少なくなってきました。親が子育てについて相談できる相手がいないことや、子育てに関する正しい情報を得ることが難しいことなどを解決するために、子育てや家庭教育に関する学習機会の充実を図る必要があります。 |
| 方向性                     | ○子育てに関する勉強会、親子レクリエーションなどの講座を実施し、家庭教育に関する学習機会を充実するとともに、子育てに不安を抱える人の悩みを解消できる場の提供に努めます。   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○家庭教育に関する学習機会を拡充し、子育て相談への対応を行います。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○子育て支援サークルなど各関係団体が連携し、家庭教育に関する情報を提供し、地域の教育力向上への支援を行います。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○地域の子どもに関心を持ち、教育力の向上に努めます。   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

#### イ. 学社融合の推進

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がより一層連携・協働する必要があります。<br>○アンケート調査によると、「教育（学校教育、青少年の健全育成など）」の重要度が高くなっています。(A) |
| 方向性                     | ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組などを推進することにより、家庭、学校、地域の連携・協働を促進させ、地域全体で子どもを育てていくよう努めます。(A)   |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○学校を支援する地域活動を実施するとともに、子どもの居場所づくり事業への地域住民の参画を促します。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○地域の老人クラブや婦人会などの関係団体とPTA、学校が連携し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えます。(A)   |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○地域の子どもに関心を持ち、教育力の向上に努めます。(A)   |

注：(A) とは、市民アンケート調査における市民の皆さんのご意見を基に記載しています。

## ウ. 早期からの教育相談・支援の充実

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 現状・課題                   | ○市内に早期支援・療育を行う機関が増えてきているとともに、保育園や学校などの身近な場所で行う療育や支援も求められており、支援者のスキルアップが必要です。また、子どもの能力や教育的ニーズに合わせて、より良い学習環境を選ぶことが望まれており、発達に課題のある子どもに対する理解を深め、多様な学びの場を提供し、教育・学習環境の充実を図る必要があります。                    |
| 方向性                     | ○「育ちの教室」「ことばの教室」などの発達相談や、保育園、学校などの巡回相談や支援会議、5歳児就学相談などにおいて、身近な場所で安心できる相談支援体制を充実させ、相談支援をとおして関係機関との連携協力の強化を図ります。<br>○保育園や学校などにおいて、保育・教育関係者に対して園内・校内研修を行うとともに、インクルーシブ教育を推進する研修や特別支援教育啓発のための講演会を行います。 |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○各種相談活動を実施するとともに、地域発達支援協議会において必要な課題を検討し、関係機関との連携や特別支援教育の啓発を推進します。  |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○各関係機関団体が連携し、障がいや発達課題のある子どもに対する支援を行います。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○障がいや発達に課題のある子どもに対する理解を深め、地域社会全体で支援します。  |

## エ. 障がい児などの地域生活における自立に向けた支援体制の充実

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 現状・課題                   | ○発達に課題のある子どもの支援を行う関係機関間において、十分な引き継ぎが行われておらず、一貫した支援が行われにくい現状があります。また、発達に課題のある子どもの将来に向けた自立及び社会参加への支援が望まれています。         |
| 方向性                     | ○就学前から成長段階に応じ、自立に向けた長期的な視点による一貫した支援ができるように継続的な相談を行います。個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携と情報共有を図り、家庭と教育と福祉の連携による自立に向けた相談支援を行います。 |
| 行政の役割<br>(行政が手助けすること)   | ○障がい児の居場所づくりを推進します。   |
| 地域の役割<br>(一緒にやりましょう)    | ○各関係機関団体が連携し、障がいや発達に課題のある子どもに対する支援を行います。  |
| 市民の役割<br>(皆さんにやってほしいこと) | ○障がいや発達に課題のある子どもに対する理解を深め、地域社会全体で支援します。   |

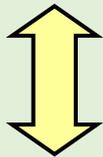
## (2) 地域を担う人材の育成

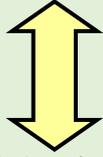
|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>現状・課題</p>                    | <p>○地域活動の中心となっているリーダーは高齢化してきており、後継者の確保・育成が必要です。</p>   |
| <p>方向性</p>                      | <p>○社会教育活動や地域コミュニティ活動を推進するためには、地域づくりの担い手となる人材が必要不可欠です。</p> <p>○公民館職員の資質向上のための研修を拡充するとともに、県や県公連などが主催する研修への積極的な参加に努めます。</p> <p>○各公民館、交流センターで実施している地域教育力向上プロジェクト推進事業において、地域の課題解決を目的とした講座を開催するなど、多くの人材が活躍できる場をつくり、人材発掘と人材育成に努めます。</p> |
| <p>行政の役割<br/>(行政が手助けすること)</p>   | <p>○各種講座などを行い、地域福祉活動を担う人材やコーディネート人材などの育成を行います。</p>  |
| <p>地域の役割<br/>(一緒にやりましょう)</p>    | <p>○地域活動の拠点となる公民館において、校区の自治会や老人会、婦人会、民生児童委員協議会、PTAなどが協働し、それぞれの特徴を生かし、地域づくりに参画します。</p>   |
| <p>市民の役割<br/>(皆さんにやってほしいこと)</p> | <p>○自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉を学ぶ機会や実際の活動に積極的に参加します。</p>   |

## 第5章 重点的に進捗管理を行う事業

本計画の最終年度である令和12年度までの10年間に重点的に進捗管理及び評価を行う事業を、次のように定めます。

|   |  |  |         |
|---|--|--|---------|
| 施策名   | 地域と一体となった健康づくり   | 施策体系   | 1-1-(1) |
| 主な取組内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康都市づくりの推進</li> <li>生涯を通じた食育の推進</li> </ul>                      |  |         |
| 取組の工程表  |  | 目標・成果  |         |
| 令和3年度<br><br>令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康都市づくり推進員地区活動の推進</li> <li>健康都市づくり推進員地区活動回数<br/>600回</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康都市づくり推進員地区活動回数<br/>令和12年度の目標値を年間600回とします。<br/>(令和元年度：557回)</li> </ul> |         |

|   |  |   |         |
|---|--|---|---------|
| 施策名   | 救急体制の維持・強化と地域医療の確保   | 施策体系  | 1-2-(1) |
| 主な取組内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療体制の確保</li> <li>適正受診の啓発</li> </ul> |   |         |
| 取組の工程表  |  | 目標・成果   |         |
| 令和3年度<br><br>令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>適正受診の啓発活動回数<br/>70回</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>適正受診の啓発活動<br/>令和12年度の目標値を年間77回とします。<br/>(令和元年度：65回)</li> </ul> |         |

|   |  |   |         |
|---|--|---|---------|
| 施策名   | 新居浜市再犯防止推進計画の推進  | 施策体系  | 2-1-(3) |
| 主な取組内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>刑務所出所者などの相談</li> <li>刑務所出所者などの生活・就労支援</li> </ul>                                  |   |         |
| 取組の工程表  |  | 目標・成果   |         |
| 令和3年度<br><br>令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>刑務所出所者などの就労・住宅支援の推進</li> <li>広報・啓発活動の推進</li> <li>刑法犯検挙人員中の再犯者率<br/>43%</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>刑法犯検挙人員中の再犯者率<br/>令和12年度の目標値を34%とします。(※基準値から毎年対前年比で5%ずつの減少を見込む)<br/>(令和元年度：55.6%)</li> </ul> |         |

|   |  |   |         |
|---|--|---|---------|
| 施策名   | 地域福祉活動の推進  | 施策体系  | 3-1-(1) |
| 主な取組内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会の組織機能充実</li> <li>・民生委員・児童委員活動の強化</li> </ul>   |   |         |
| 取組の工程表  |  | 目標・成果   |         |
| 令和元年度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年民生委員・児童委員一斉改選<br/>民生委員・児童委員数 (294人)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 参加研修数<br/>令和12年度の目標値を年間43回とします。<br/>(令和元年度:25回)</li> <li>■ 活動件数<br/>令和12年度の目標値を年間55,500件とします。<br/>(令和元年度:42,789件)</li> </ul> |         |
| 令和3年度<br><br>令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の定員充足 294人</li> <li>・民生委員・児童委員参加研修 43回</li> <li>・民生委員・児童委員活動件数 55,500回</li> </ul> |   |         |

|  |  |  |         |
|--|--|--|---------|
| 施策名  | 多様な保育ニーズへの対応   | 施策体系   | 3-1-(2) |
| 主な取組内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かり(保育所型)、延長保育、休日保育</li> </ul>                 |  |         |
| 取組の工程表   |  | 目標・成果  |         |
| 令和3年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育:160人/17箇所</li> <li>・休日保育:15人/1箇所</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 延長保育<br/>令和12年度の目標値を年間160人/17箇所とします。<br/>(令和元年度:158人/16箇所)</li> <li>■ 休日保育<br/>令和12年度の目標値を年間15人/1箇所とします。<br/>(令和元年度:13人/1箇所)</li> </ul> |         |
| <br>令和7年度 |  |  |         |

|  |   |  |         |
|--|---|--|---------|
| 施策名  | 障がい福祉サービス等の充実   | 施策体系   | 3-1-(2) |
| 主な取組内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者への経済的支援、社会福祉団体の支援、障がい者の自立支援</li> </ul>                                      |  |         |
| 取組の工程表   |   | 目標・成果  |         |
| 令和3年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者への総合的な就労支援</li> <li>・障がい福祉サービス利用者数 1,200人</li> <li>・障がい者雇用率 3.2%</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい福祉サービス利用者数<br/>令和12年度の目標値を年間1,300人とします。<br/>(令和元年度:1,110人)</li> <li>■ 障がい者雇用率<br/>令和12年度の目標値を3.3%とします。<br/>(令和元年度:3.1%)</li> </ul> |         |
| <br>令和7年度 |   |  |         |

|   |  |   |         |
|---|--|---|---------|
| 施策名   | 住み慣れた地域での生活支援  | 施策体系  | 3-1-(2) |
| 主な取組内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者</li> <li>・認知症高齢者の見守り体制の充実強化</li> </ul> |   |         |
| 取組の工程表  |  | 目標・成果   |         |
| 令和3年度<br><br>令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りひとり暮らし高齢者数 4,100人</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 見守りひとり暮らし高齢者数<br/>令和12年度の目標値を年間4,500人とします。<br/>(令和元年度：3,061人)</li> </ul> |         |

|   |   |   |         |
|---|---|---|---------|
| 施策名   | 地域コミュニティ活動への支援  | 施策体系  | 3-2-(1) |
| 主な取組内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ施設などの整備</li> <li>・地域コミュニティ活動への支援</li> </ul> |   |         |
| 取組の工程表  |   | 目標・成果   |         |
| 令和3年度<br><br>令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会館建設補助延べ件数 86件</li> <li>・自治会加入率 72%</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治会館建設補助延べ件数<br/>令和12年度の目標値を年間91件とします。<br/>(平成22年度：81件)</li> <li>■ 自治会加入率<br/>令和12年度の目標値を年間75%とします。<br/>(令和元年度：69.1%)</li> </ul> |         |

|   |   |  |         |
|---|---|--|---------|
| 施策名   | 援助を必要とする児童・保護者への支援  | 施策体系   | 4-1-(1) |
| 主な取組内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭に対する経済的支援</li> <li>・児童虐待防止対策の推進</li> </ul>    |  |         |
| 取組の工程表  |   | 目標・成果  |         |
| 令和3年度<br><br>令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭総合支援拠点の設置</li> <li>・児童虐待重大案件発生件数 0件</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童虐待重大案件発生件数<br/>令和12年度の目標値を年間0件とします。<br/>(令和元年度：0件)</li> <li>■ 児童虐待発生件数<br/>(令和元年度：71件)</li> </ul> |         |

|        |   |      |         |
|--------|---|------|---------|
| 施策名    | 高齢者の尊厳を重んじる社会づくり<br>(成年後見制度利用促進基本計画の推進)   | 施策体系 | 4-1-(1) |
| 主な取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談と権利擁護の実施</li> <li>・成年後見制度の利用支援</li> </ul> |      |         |

| 取組の工程表  |                    | 目標・成果   |
|---|--------------------|---|
| 令和3年度<br><br>令和7年度 | ・成年後見制度などの相談件数 30件 | ■ 成年後見制度などの相談件数<br>令和12年度の目標値を年間50件とします。<br>(令和元年度：20件) |

| 施策名   | 生活困窮者の自立支援                        | 施策体系   | 4-1-(2) |
|---|-----------------------------------|--|---------|
| 主な取組内容  | ・相談窓口の設置と相談の実施<br>・生活困窮者の就労・自立の支援 |  |         |
| 取組の工程表  |                                   | 目標・成果  |         |
| 令和3年度<br><br>令和7年度 | ・生活困窮者の相談件数 362件                  | ■ 生活困窮者の相談件数<br>令和12年度の目標値を年間400件とします。<br>(令和元年度：326件) |         |

| 施策名   | 地域を担う人材の育成                         | 施策体系   | 4-2-(2) |
|---|------------------------------------|--|---------|
| 主な取組内容  | ・地域におけるリーダー養成のための研修の実施             |  |         |
| 取組の工程表  |                                    | 目標・成果  |         |
| 令和3年度<br><br>令和7年度 | ・地域教育力向上プロジェクト推進事業における人材育成講座数 25講座 | ■ 地域教育力向上プロジェクト推進事業における人材育成講座数<br>令和12年度の目標値を25講座とします。<br>(令和元年度：20講座) |         |

## 第6章 計画の推進

### (1) 計画の周知

本計画について、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を利用して広報するとともに、地域の住民組織や関係団体などへの周知を行っていきます。

### (2) 連携体制の強化

#### ア. 庁内連携体制

新居浜市長期総合計画や、障がい福祉計画などの個別計画との整合性を図りながら、地域福祉課、子育て支援課、こども保育課、介護福祉課、生活福祉課、保健センター、地域包括支援センターなどの事業担当部所が本計画に基づき事業を推進します。また、推進にあたっては、総合的な庁内連携を図ります。

#### イ. 関係団体、住民組織との連携

社会福祉協議会、社会福祉協議会支部などの関係団体や、自治会、民生児童委員協議会、その他老人クラブ連合会ボランティアグループなどの住民組織との連携を強化して地域の支援を推進します。

### (3) 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。また、「新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会」にて、進捗状況の評価や検証を行い、必要に応じて、改善や見直しを行います。

◆参考/PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



## 第 4 編 資料編

## 第1章 添付資料

### (1) 新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会委員名簿

|       | 所 属                | 氏 名    |
|-------|--------------------|--------|
| 委 員 長 | 新居浜市心身障がい者（児）団体連合会 | 三木 由紀子 |
| 副委員長  | 新居浜市社会福祉協議会        | 白石 亘   |
| 委 員   | 新居浜機械産業協同組合        | 酒井 志津香 |
| 委 員   | 新居浜市老人クラブ連合会       | 明石 秀美  |
| 委 員   | 新居浜市保育協議会          | 井田 仁美  |
| 委 員   | 新居浜市民生児童委員協議会      | 吉田 満利子 |
| 委 員   | 新居浜市ボランティア連絡協議会    | 松山 明子  |
| 委 員   | 新居浜市女性連合協議会        | 丹 絹子   |
| 委 員   | 愛媛県東予地方局健康福祉環境部    | 田窪 小夜  |
| 委 員   | 新居浜市医師会            | 山内 保生  |
| 委 員   | 新居浜市小学校長会          | 加藤 三香子 |
| 委 員   | 新居浜市連合自治会          | 伊藤 幸男  |
| 委 員   | 新居浜市シルバー人材センター     | 米今 美智恵 |
| 委 員   | 新居浜市公民館連絡協議会       | 久保 弥生  |

## (2) 新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市民参画による福祉のまちづくりを推進するにあたり、その実現のために必要な地域資源の有効活用及び実効性のある計画づくり等に係る協議を効率的に進めるため、新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 懇話会は、次の次号に掲げる事項を協議し、市長に報告する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 地域社会におけるつながりの再構築に関すること。
- (3) 地域住民の助け合い等による地域福祉活動に関すること。
- (4) 地域の個性ある福祉文化の創造に関すること。
- (5) その他地域福祉の推進に必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 事業者
- (3) 社会福祉団体から推薦された者
- (4) 教育関係者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠いたときは、その委員は、委員を辞したものとみなす。

3 委員が欠けたときに補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会に関する庶務は、福祉庶務担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

(3) 新居浜市福祉のまちづくり審議会委員名簿

|       | 所 属            | 氏 名    |
|-------|----------------|--------|
| 会 長   | 新居浜市社会福祉協議会    | 小野 正師  |
| 副 会 長 | 新居浜市女性連合協議会    | 丹 絹子   |
| 委 員   | 新居浜商工会議所       | 横川 明英  |
| 委 員   | 心身障がい者（児）団体連合会 | 岡 熙美   |
| 委 員   | 新居浜市老人クラブ連合会   | 鈴木 英次  |
| 委 員   | 新居浜市保育協議会      | 高橋 千代理 |
| 委 員   | 新居浜市民生児童委員協議会  | 白石 敦之  |
| 委 員   | 新居浜ボランティア連絡協議会 | 三木 ユリエ |
| 委 員   | 東予地方局健康福祉環境部   | 大野 さとみ |
| 委 員   | 新居浜市医師会        | 宮下 直之  |
| 委 員   | 新居浜市中学校校長会     | 大久保 浩  |
| 委 員   | 愛媛県建築士会新居浜支部   | 和田 卓巳  |
| 委 員   | 新居浜市連合自治会      | 日野 幸彦  |

## (4) 新居浜市福祉のまちづくり審議会規則

平成14年12月25日

規則第48号

改正 平成15年4月1日規則第1号 平成15年7月1日規則第53号

(目的)

第1条 この規則は、新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例(平成14年条例第31号。以下「条例」といいます。)第31条第4項の規定に基づき、新居浜市福祉のまちづくり審議会(以下「審議会」といいます。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとします。

(平15規則53・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 事業者
- (3) 社会福祉団体から推薦された者
- (4) 教育関係者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とします。ただし、再任は妨げません。

- 2 委員が委嘱されたときの要件を欠いたときは、その委員は、委員を辞したものとみなします。
- 3 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定めます。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(専門部会)

第6条 審議会は、特定事項を調査審議するため、専門部会(以下「部会」といいます。)を置くことができます。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織します。
- 3 部会に、部会長を置きます。
- 4 部会長は、その部会に属する委員の互選により定めます。

(関係者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、必要があると認められるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し、資料の提出等の協力を求めることができます。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉庶務担当課において処理します。

(平15規則1・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行します。

附 則（平成15年4月1日規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 新居浜市地域福祉推進計画 2021

発行日：令和3年3月

編集・発行：新居浜市 福祉部 地域福祉課  
〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1237 FAX：0897-37-3844

電子メール：[chiifuku@city.niihama.lg.jp](mailto:chiifuku@city.niihama.lg.jp)